

弥富市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月
(令和 4 年 3 月一部改訂)



弥 富 市

目 次

1	公共施設等総合管理計画の策定趣旨	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	1
2	公共施設等の現況把握及び見直し検討	3
2-1	総合管理計画で対象とする公共施設等	3
2-2	公共施設等にかかる経費の見込み（更新費用試算結果）	13
2-3	事後保全から予防保全への転換の考慮	17
3	財政の現状把握と推移	26
3-1	歳入の推移・内訳	26
3-2	歳出の推移・内訳	27
3-3	縮減目標の設定	28
4	人口の現状把握及び見直し検討	32
4-1	市全体の人口推移と将来推計	32
4-2	地区別の人口推計の結果	33
5	計画期間	34
5-1	計画期間の検討	34
6	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	35
6-1	全庁的な取組体制	35
6-2	計画策定の経緯	36
6-3	情報共有方策の検討	37
7	現状や課題に対する基本認識	38
7-1	本市の公共施設等が抱える課題	38
7-2	基本方針	39
8	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	41
8-1	点検/診断等の実施方針	41
8-2	維持管理/修繕/更新等の実施方針	42
8-3	安全確保の実施方針	43
8-4	耐震化の実施方針	43
8-5	長寿命化の実施方針	44
8-6	ユニバーサルデザインの推進方針	44
8-7	環境に配慮した施設整備の推進方針	44
8-8	統合や廃止の推進方針	45
8-9	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	46
9	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	47
9-1	公共建築物	47
9-2	インフラ系施設	54
10	個別施設計画に基づく対策効果	58
10-1	対策の内容及び試算	58
10-2	対策による縮減効果	58

1 公共施設等総合管理計画の策定趣旨

1-1 計画策定の趣旨

弥富市では、少子高齢化が進行していますが、今後さらに団塊の世代が高齢期を迎えることから、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会が到来します。このため、社会福祉に係る費用の増加は年々加速する傾向である一方、人口減少に伴い、税収の減少が予測されます。これに加えて、これまで建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎え、この費用が市の財政に大きな負担となることは明らかです。

これらのことは、本市に限らず、全国の地方公共団体で問題となっており、今後も現在の社会・経済環境が継続した場合は、新たな市民ニーズに対応していくことはもちろん、既存のサービスを維持していくことさえ困難な状況に陥ることが予想されます。また、将来世代における行政サービス水準の維持に影響を及ぼすだけでなく、将来世代への負担が増加することも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、今後、真に必要とされる公共サービスの提供を維持・確保していくため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するため、公共施設等総合管理計画を策定します。

1-2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成 25 年 11 月 29 日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 30 年 2 月 27 日改訂）に基づいて策定します。

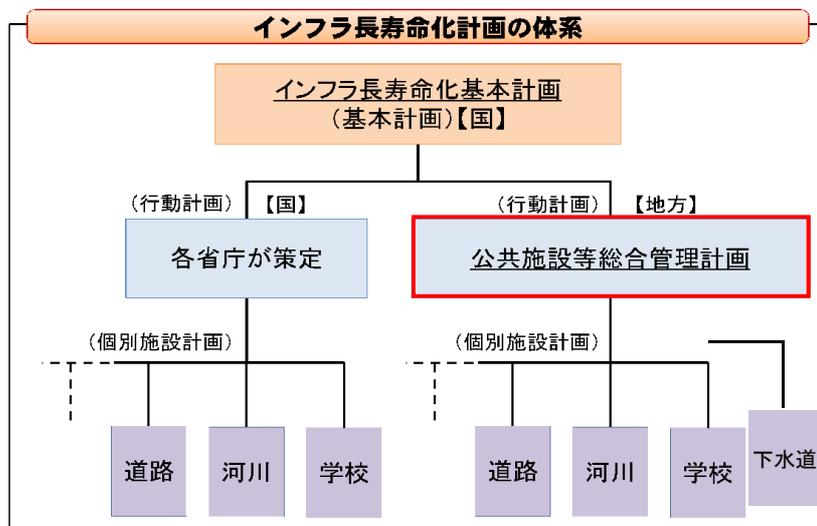


図 1-1 インフラ長寿命化計画の体系図

出典：公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進-総務省-

本市における公共施設等総合管理計画の関連計画としては、「第2次弥富市総合計画」、「弥富市第4次行政改革大綱」、「弥富市中期財政計画」、「弥富市都市計画マスタープラン」、「弥富市立地適正化計画」が策定されています。

本計画は、「弥富市第4次行政改革大綱（平成30年3月）」における重点推進項目及び「第2次弥富市総合計画（平成31年3月）」における重点施策である「公共施設・インフラの適正化」などを踏まえて、公共施設等の今後のあり方を検討します。また、本計画は、学校（公共建築物）や橋梁（インフラ系施設）などの施設類型ごとの計画（個別施設計画）の上位計画として位置付けます。

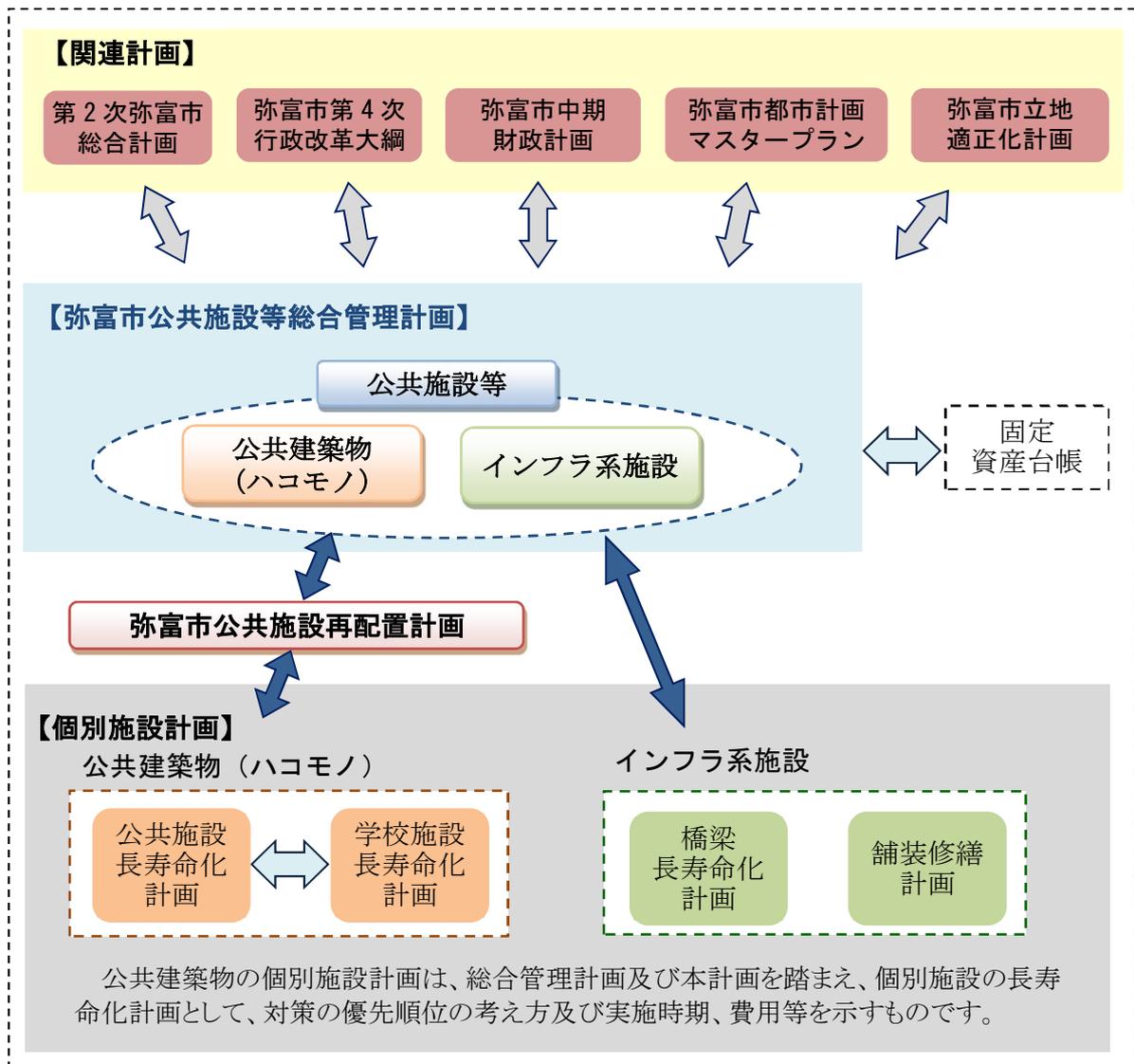


図 1-2 弥富市における公共施設等総合管理計画の位置づけ

2 公共施設等の現況把握及び見直し検討

2-1 総合管理計画で対象とする公共施設等

2-1-1 公共施設等の範囲

本計画では、総務省から通知された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に示されているとおり、公共施設等を「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と定義し、計画の対象とします。ただし、インフラ系施設については、主要分野である道路、橋梁、下水道、河川を計画対象として扱います。

※弥富市の上水道については、海部南部水道企業団にて運営されており、独立した会計で運営していることから、本計画の対象外とします。



図 2-1 本計画で対象とする公共施設等の概略図

2-1-2 現在の施設総量

(1) 公共建築物（ハコモノ）（平成 28 年 3 月時点）

本市が保有する公共建築物の総量（施設数、棟数、延床面積）を示します。

表 2-1 公共建築物の総量（施設数/棟数/延床面積）

施設数	棟数	延床面積（㎡）
108	333	151,605

表 2-2 対象施設の総量一覧表（公共建築物）

分類	中分類	施設数	棟数	延床面積（㎡）
市民文化系施設	文化集会施設	6	21	17,993.31
社会教育系施設	図書館	1	3	2,218.67
	歴史民俗資料館	1	2	1,021.32
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	13	19	8,138.43
産業系施設	産業系施設	4	5	2,316.21
学校教育系施設	学校	11	126	75,837.47
子育て支援施設	保育所	9	43	13,490.64
	その他子育て支援施設	10	26	5,102.63
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	12	10,965.15
	保健センター	1	1	891.00
行政系施設	庁舎等	3	14	10,568.42
	消防施設	10	11	351.00
	その他行政系施設	3	3	1,170.18
公園	公園	24	29	410.04
供給処理施設	供給処理施設	2	5	573.27
その他	その他	7	13	557.51
合計		108	333	151,605.25

※下水道施設は含まない。

【合併による影響】

平成 18 年 4 月の旧弥富町と旧十四山村との合併により、同様の目的や機能を持った公共施設が一部に存在しています。そのため、将来施設の再構築を検討する場合には、公共施設の適正配置に向けた方針に沿って検討する必要があります。

分類	旧弥富町	旧十四山村
スポーツ施設	総合社会教育センター	十四山スポーツセンター
高齢福祉施設	総合福祉センター	十四山総合福祉センター

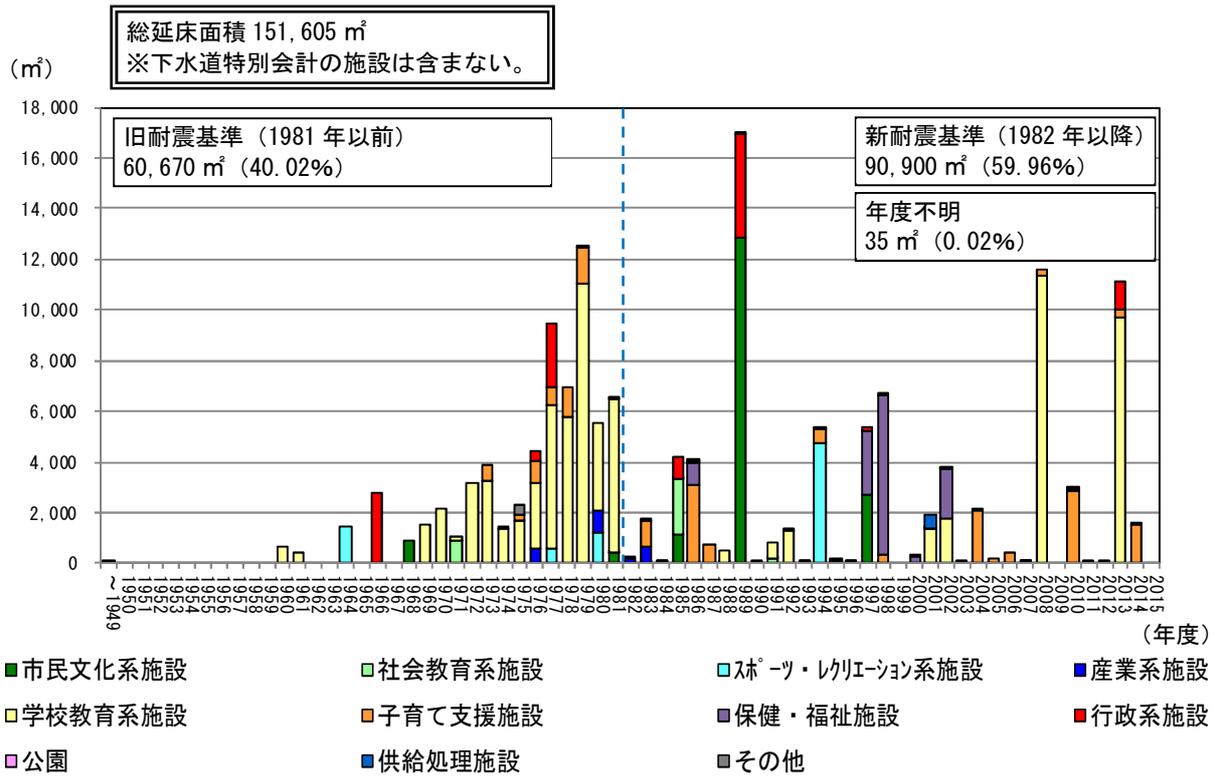
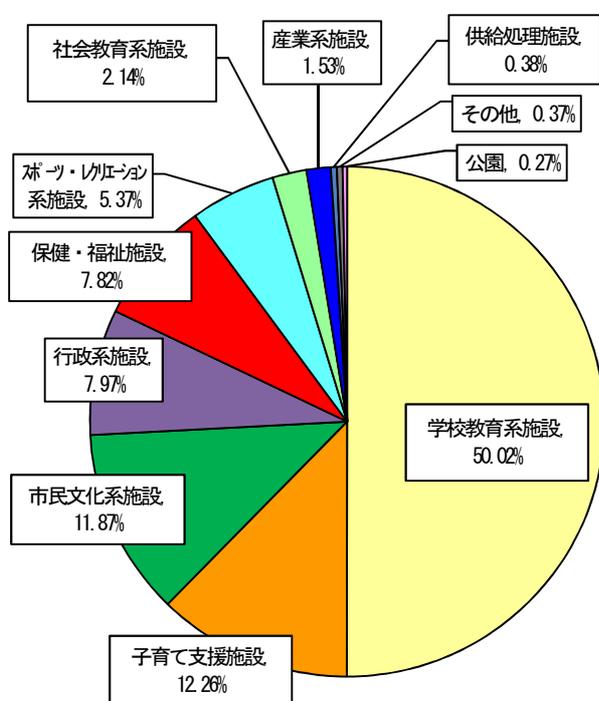


図 2-2 公共建築物（ハコモノ）の年度別整備



分類	割合
学校教育系施設	50.02%
子育て支援施設	12.26%
市民文化系施設	11.87%
行政系施設	7.97%
保健・福祉施設	7.82%
スポーツ・レクリエーション系施設	5.37%
社会教育系施設	2.14%
産業系施設	1.53%
供給処理施設	0.38%
その他	0.37%
公園	0.27%
合計	100.00%

※下水道施設は含まない。

図 2-3 公共建築物（ハコモノ）の用途別割合

(2) インフラ系施設（平成 28 年 3 月時点）

本市が保有するインフラ系施設（道路、橋梁、下水道、河川）の総量（施設数、棟数、延床面積）を示します。

表 2-3 インフラ系施設の総量

インフラ種別	単 位	総 量	備 考
道 路	面積 (㎡)	3,080,666	普通会計
橋 梁	面積 (㎡)	22,885	普通会計
下水道	延長 (m)	186,617	公営企業会計
河 川	延長 (m)	2,400	普通会計

1) 道路

表 2-4 道路の総量

一般道路	
実延長 合計 (m)	566,413
道路面積 道路部 (㎡)	3,080,666

2) 橋梁

表 2-5 橋梁の総延長

橋梁	
実延長 (m)	3,459
本数 15m 未満 (本)	568
15m 以上 (本)	26
合 計 (本)	594

表 2-6 構造別 橋梁面積

構造別 内訳	面 積 (㎡)
PC 橋	2,436
RC 橋	18,453
鋼 橋	1,786
その他	210
合 計	22,885

3) 下水道

表 2-7 下水道 管径別延長

管 径	延 長 (m)
250mm以下	185,382
251～500mm	1,235
合 計	186,617

4) 河川

表 2-8 河川 構造別延長

構 造	延 長 (m)
矢板護岸	1,620
土 羽	400
暗 渠	380
合 計	2,400

(3) 施設保有量の推移（令和4年3月時点）

本市における現在の施設保有量は、下記のとおりとなっております。

表 3-9 公共建築物の総量（施設数/棟数/延床面積）

施設数	棟数	延床面積（㎡）
109	323	159,545

表 3-2 インフラ系施設の総量

インフラ種別	単 位	総 量	備 考
道 路	面積 (㎡)	3,119,520	普通会計
橋 梁	面積 (㎡)	23,766	普通会計
下水道	延長 (m)	225,479	公営企業会計
河 川	延長 (m)	2,400	普通会計

施設の総量について、主な増減理由は下記のとおりです。

1) 公共建築物

増加要因 「キッズルームえがお」 建設（平成27年度）
「分団格納庫（第6分団）」 建設（平成28年度）
「弥富市役所本庁舎」 建替え（令和元年度）
「弥富市火葬場」 建替え（令和3年度）

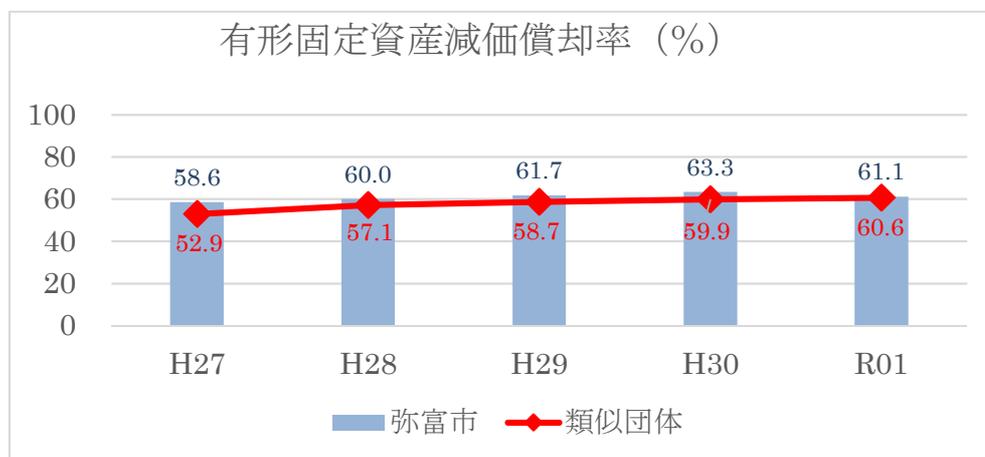
減少要因 「市民プール」 除却（令和3年度）

2) インフラ系施設

増加要因 「道路」 市道西中地239号線の供用開始や道路改良等を実施
「橋梁」 橋梁個別施設計画により再確認を実施
「下水道」 市街化区域において、公共下水道の整備を実施

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。



(5) 過去に行った対策の実績

本計画策定後（平成 28 年 4 月以降）に公共施設マネジメントとして実施した対策及び現在策定している個別施設計画等は、下記のとおりです。

1) 対策した施設

表 5-1 対策施設の一覧

施設名称	分類	延床面積 (㎡)	対策実施年度	対策方法
桜小学校	学校教育系施設	8,563	令和元年度	長寿命化対策工事
市民プール	スポーツ・レクリエーション系施設	1,208	令和3年度	除却
歴史民俗資料館	社会教育系施設	1,021	令和4年度予定	除却
森芝橋始め7橋	橋梁	—	平成28年度～令和2年度	長寿命化対策工事
広大海浄化センター	下水道施設	389	令和2年度	長寿命化対策工事
十四山北部処理場	下水道施設	574	令和3年度	長寿命化対策工事
北西部浄化センター	下水道施設	388	令和3年度	長寿命化対策工事

2) 個別施設計画等の策定

表 5-2 個別施設計画等の策定一覧

計画名称	対象施設	策定年度
弥富市公共施設再配置計画	公共建築物	令和元年度
弥富市公共施設個別施設計画	公共建築物	令和2年度
弥富市舗装繕修計画	インフラ系施設	平成26年度
弥富市橋梁個別施設計画	インフラ系施設	平成28年度
弥富市農業集落排水施設最適整備構想	インフラ系施設	令和2年度
弥富市下水道ストックマネジメント計画	インフラ系施設	令和3年度

2-1-3 施設保有状況のベンチマーク分析

本市の公共施設の保有量について、他の自治体と比較することで、数量面での課題を明確化しました。比較した自治体は、周辺の9市町村です。

(1) 人口規模

平成27年4月1日時点での本市の人口は44,469人であり、比較した自治体の中で、人口規模は中位に位置しています。

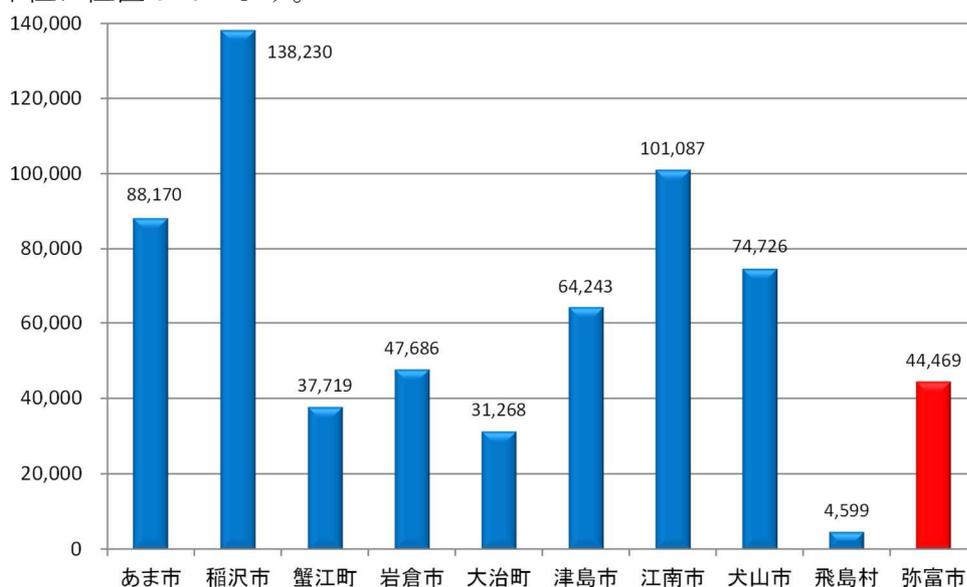


図 2-4 周辺自治体との人口比較 ※H27年4月時点

(2) 人口1人当たりの公共施設の面積

各自治体が保有する公共施設について、人口1人当たりの延床面積を算出しました。

本市の人口1人当たりの公共施設の面積は、3.41 m²/人となります。周辺自治体の多くが、2.0 m²/人前後であることを踏まえると、公共施設の保有量が多いことが分かります。

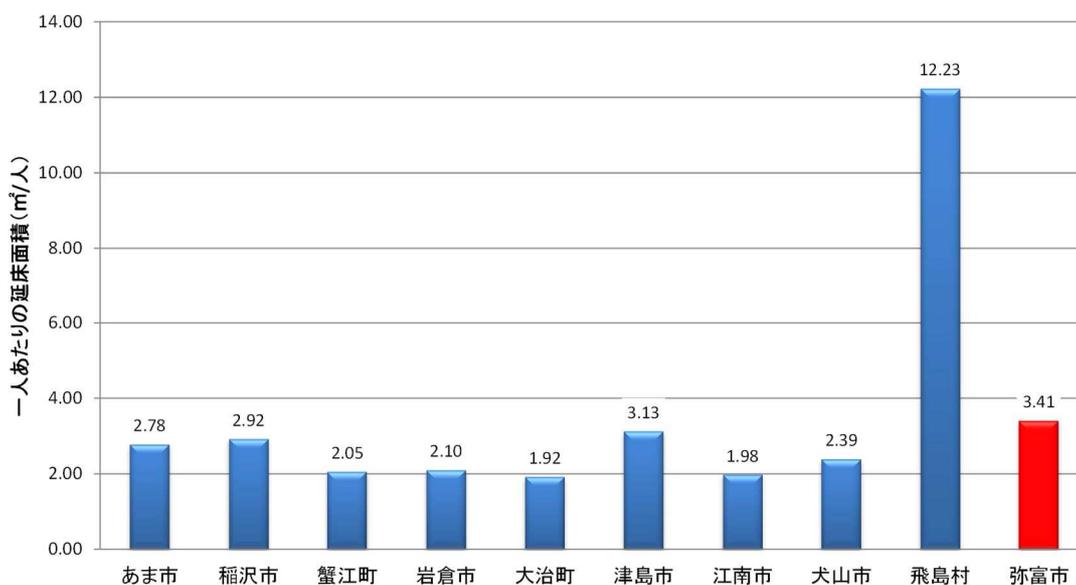


図 2-5 人口1人当たりの公共施設等の面積

(3) 人口1人当たりの学校の面積

学校は、自治体が保有する公共施設の総床面積のうち、多くの割合を占め、本市においても、総床面積の約50%を占めます。

本市には、小学校8校、中学校3校があり、人口1人当たりの延床面積は1.71 m²/人となり、周辺自治体の多くが1.0~1.3 m²/人程度であることを踏まえると、学校の保有量が多いことが分かります。

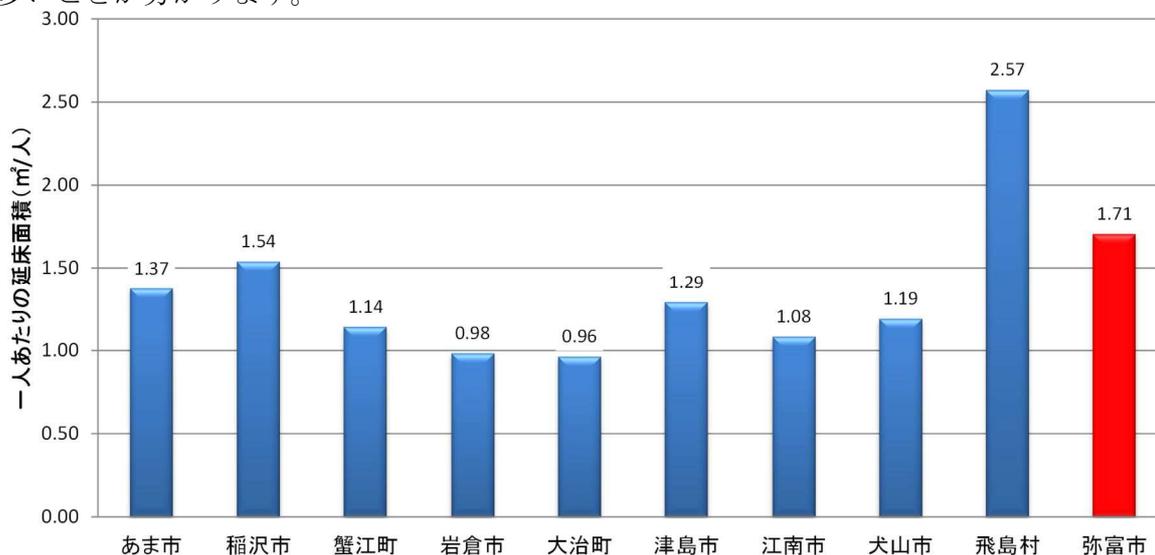


図 2-6 人口1人当たりの学校の面積

(4) 人口1人当たりの保育所の面積

本市の公共施設のうち、保育所は、人口1人当たりの延床面積は0.30 m²/人となっています。同水準の自治体の多くが、0.12~0.17 m²/人程度であることを考えると保育所の保有量が多いことが分かります。

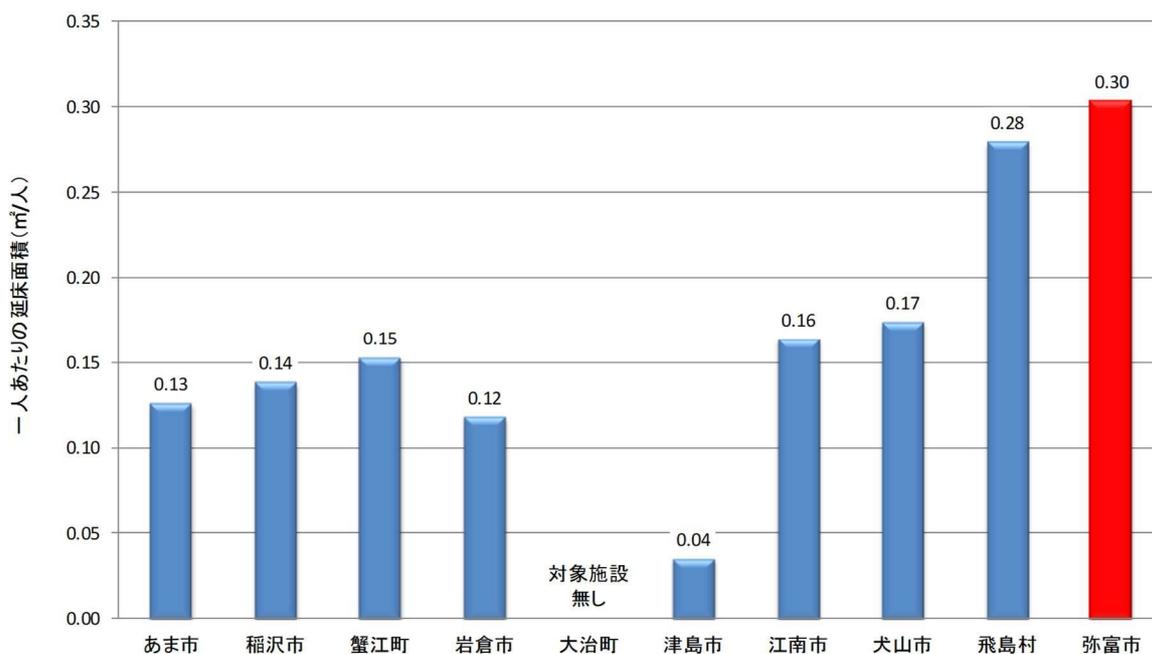


図 2-7 人口1人当たりの保育所の面積

2-2 公共施設等にかかる経費の見込み（更新費用試算結果）

本市が保有する公共施設等（公共建築物、インフラ系施設）の総量をとりまとめ、現在保有している全ての施設が耐用年数を迎えた時に更新（建替えなど）する場合の費用の試算を行いました。インフラ系施設については、主要分野である道路、橋梁、下水道、河川を対象とします。なお、公共施設等の更新費用等の算出には、一般財団法人地域総合整備財団より配布されている「公共施設更新費用試算ソフト（ver. 2.10）」を用いて、将来も同種・同規模で更新すると仮定した場合の今後40年間の更新費用を試算します。

また、試算ソフトの対象外となっている河川の更新周期や更新費用についても、試算ソフトの考え方を参考に設定します。

2-2-1 維持管理、修繕、更新等についての試算

(1) 一般会計

1) 公共建築物（ハコモノ）

公共建築物について、40年間の更新費用の総額とその額を40年で割戻して算出した1年当たりの推計事業費を下記に示します。



表 2-10 公共建築物の40年間の更新費用の総額および推計事業費

40年間の更新費用の総額（億円）	推計事業費（億円/年）
618.8	15.5

（平成27年4月時点）

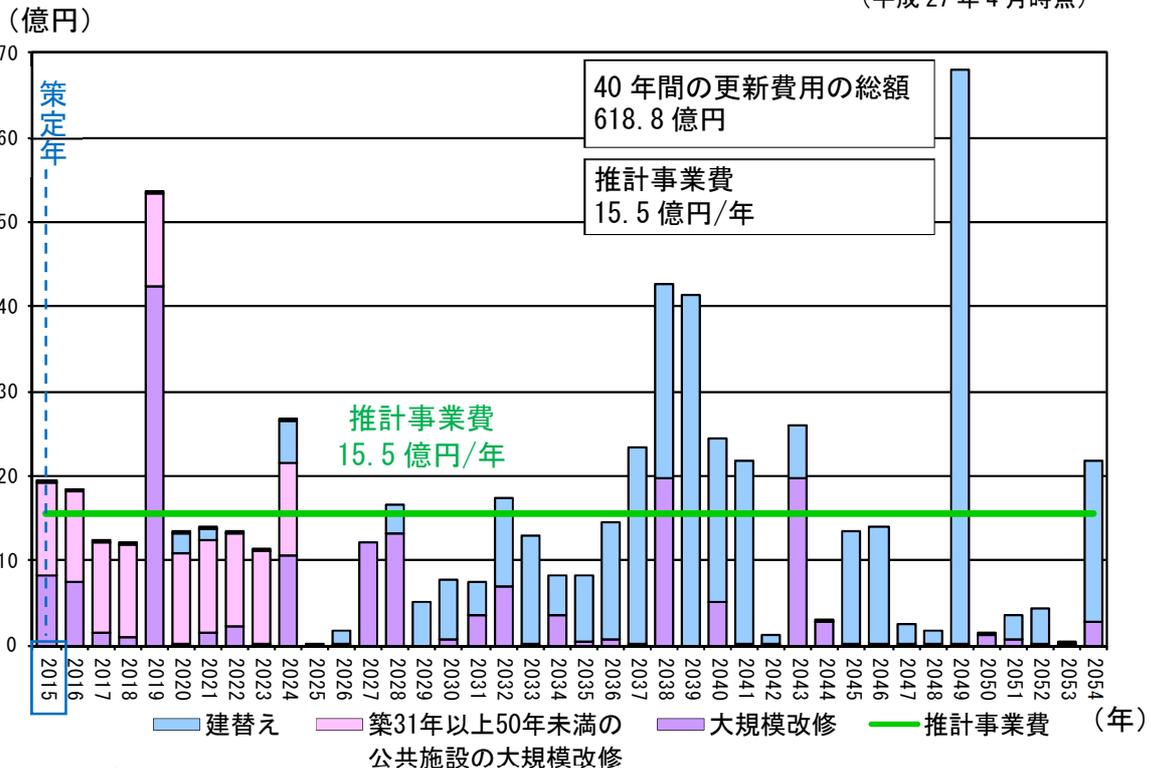


図 2-8 公共建築物（ハコモノ）の更新費用の将来見込み

2) インフラ系施設

インフラ系施設（道路、橋梁、河川構造物）について、40年間の更新費用の総額とその額を40年で割戻して算出した1年当たりの推計事業費を下記に示します。

表 2-11 インフラ系施設の40年間の更新費用の総額および推計事業費

インフラ系施設種別	40年間の更新費用の総額 (億円)	推計事業費 (億円/年)
道 路	386.1	9.7
橋 梁	62.7	1.6
河 川	9.0	0.2
合 計	457.8	11.4

※推計事業費の合計は、四捨五入の関係で個別の推計事業費の合計になりません。

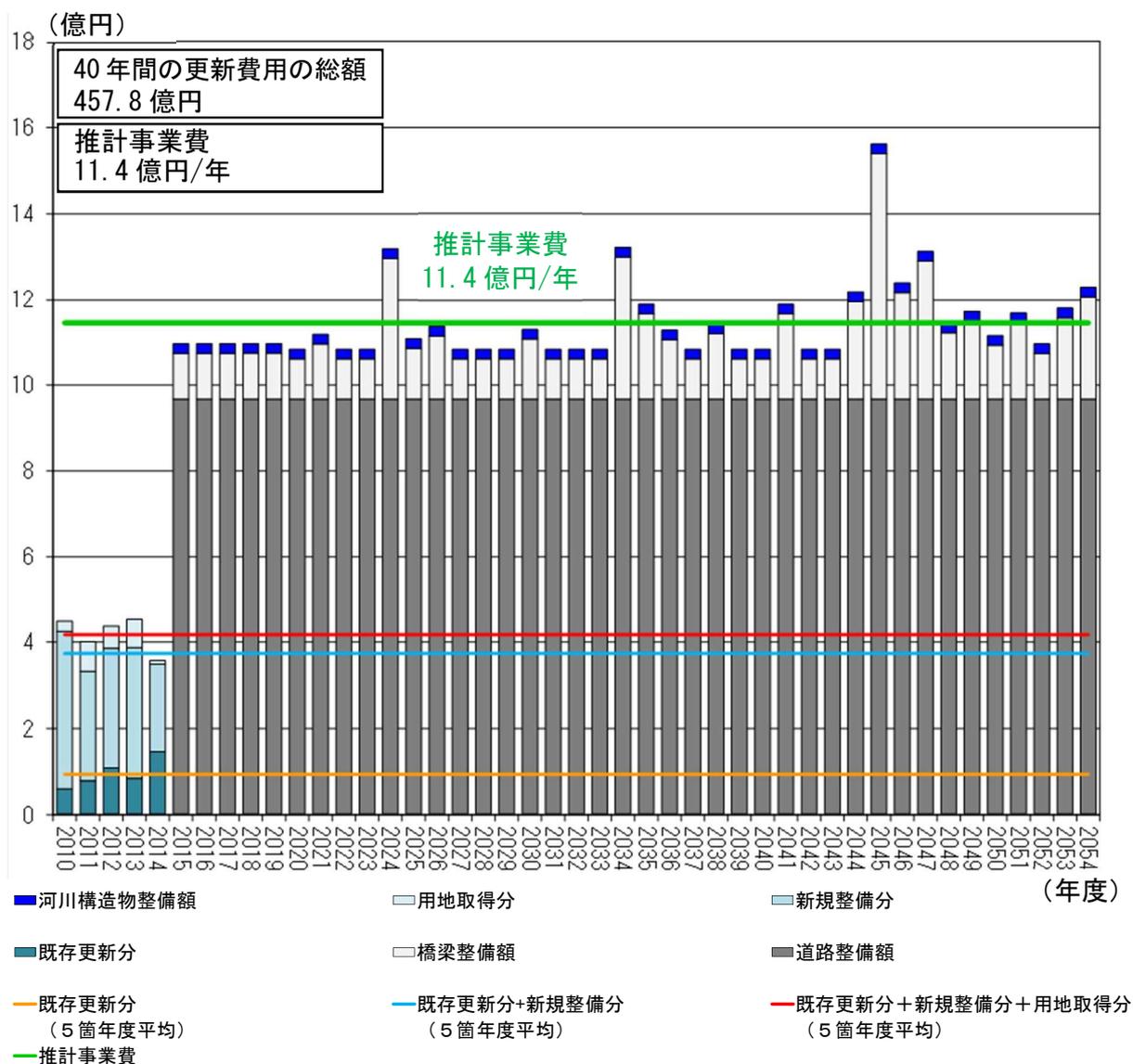


図 2-9 インフラ系施設の更新費用の将来見込み

3) 公共施設等（公共建築物＋インフラ系施設（道路、橋梁、河川構造物））

公共建築物およびインフラ系施設（道路、橋梁、河川構造物）の試算結果を合算し、本計画対象の公共施設等更新費用の試算結果を下記に示します。

表 2-12 公共施設等の 40 年間の更新費用の総額および推計事業費

種別	40 年間の更新費用の総額 (億円)	推計事業費 (億円/年)
公共建築物合計	618.8	15.5
インフラ系施設合計	457.8	11.4
合 計	1,076.6	26.9

※推計事業費の合計は、四捨五入の関係で個別の推計事業費の合計になりません。

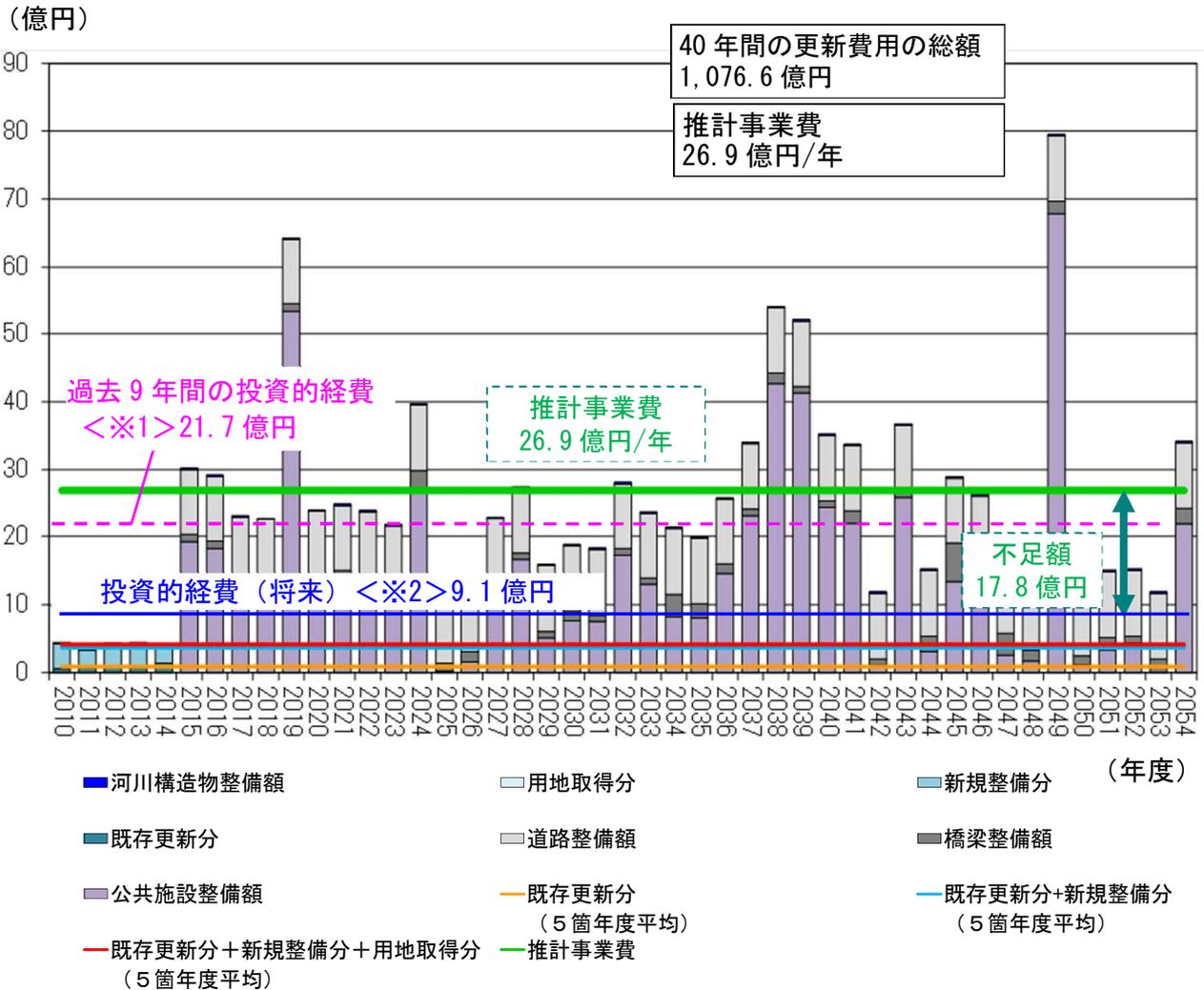


図 2-10 公共施設等の 40 年間の更新費用の総額および推計事業費

<※1> 普通会計における投資的経費であるため、建築物、道路、橋梁以外の施設も対象とした経費（平成 18 年度～平成 26 年度の 9 年間の平均）

<※2> 弥富市中期財政計画（H28～H32）で示されている、新庁舎建設事業や J R・名鉄弥富駅整備事業終了後の投資的経費

(2) 公営企業会計

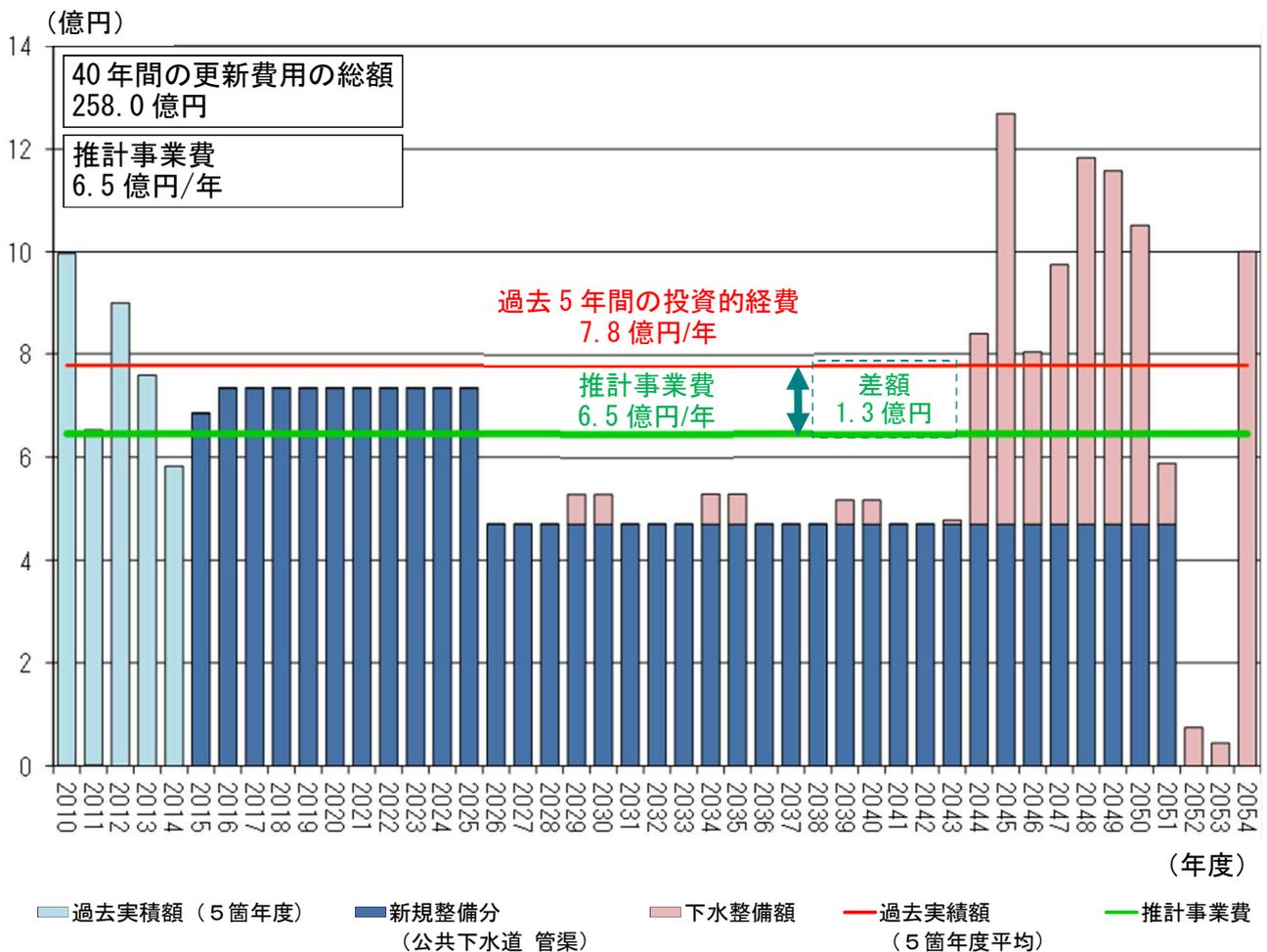
1) インフラ系施設（下水道）

下水道事業については、更新分に加えて、新規整備を引き続き実施するため、新規整備分の費用を踏まえた試算となります。

表 2-13 インフラ系施設（下水道）の40年間の更新費用の総額および推計事業費

インフラ種別	40年間の更新費用の総額（億円）	推計事業費（億円/年）
下水道	258.0	6.5

※公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業



※設備更新分は除く

図 2-11 事業費の将来見込み

2-3 事後保全から予防保全への転換の考慮

2-3-1 公共建築物

(1) 公共建築物の管理方針

前章での公共施設等の更新費用等の算出には、一般財団法人地域総合整備財団より配布されている「公共施設更新費用試算ソフト（ver. 2.10）」を用いました。

一方、今後は公共施設等の更新等に関する財源不足などの問題に対応するため、今ある施設を長持ちさせてライフサイクルコストを縮減するという長寿命化の考え方を取り入れることが必要となっています。本市の公共建築物の約半数を占める学校教育系施設については、文部科学省が「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を策定しており、その中で“事後保全型”から“予防保全型”の維持管理への転換について示されています。

例えば、予防保全型では、使用期間の中間（40年）で大規模修繕を実施することにより、耐用年数を80年に長寿命化します。そのため、事後保全型に比べ、ライフサイクルコストが安価になるとともに、更新のタイミングを遅らせることにより、費用の平準化にも寄与します。

本市では、これまでの項で試算したように、公共施設等の更新等に関する財源が不足する見込みとなることから、ライフサイクルコストを抑えることが必要となるため、予防保全型の維持管理を行っていくことを想定した場合に必要な更新等の経費の見込みについての試算を行いました。

ケース① 事後保全型

建築物の耐用年数を40年間とし、40年間は修繕等を実施せず、耐用年数経過後に建て替える。但し、設備については、建築物本体に比べ早期に劣化することから、20年間で更新を行う。

【設定条件】

- ・耐用年数：40年
- ・設備更新費（20年間隔）：全体更新費の20%

ケース② 予防保全型

予防的な措置として大規模修繕を建築後40年で実施することにより、耐用年数を80年間に延長する。また、20年毎に設備更新を含めた予防保全のための修繕を行う。

【設定条件】

- ・耐用年数：80年
- ・大規模修繕費（40年間隔）：全体更新費の60%
- ・予防保全修繕費（20年間隔）：全体更新費の30%

更新・修繕費用、実施間隔を下表のように仮定した場合の費用比較イメージ図です。40年経過以降では、ケース②の予防保全型が安価となることが分かります。

内容	ケース① 事後保全型		ケース② 予防保全型	
	費用 (%) (全体更新費に対する割合)	実施間隔 (年)	費用 (%) (全体更新費に対する割合)	実施間隔 (年)
更新	100	40	100	80
設備更新/予防保全	20 (設備更新のみ)	20	30 (予防保全)	20
大規模修繕	—	—	60	40

※予防保全・・・予防保全修繕のことで、設備更新を含めた予防保全のための修繕

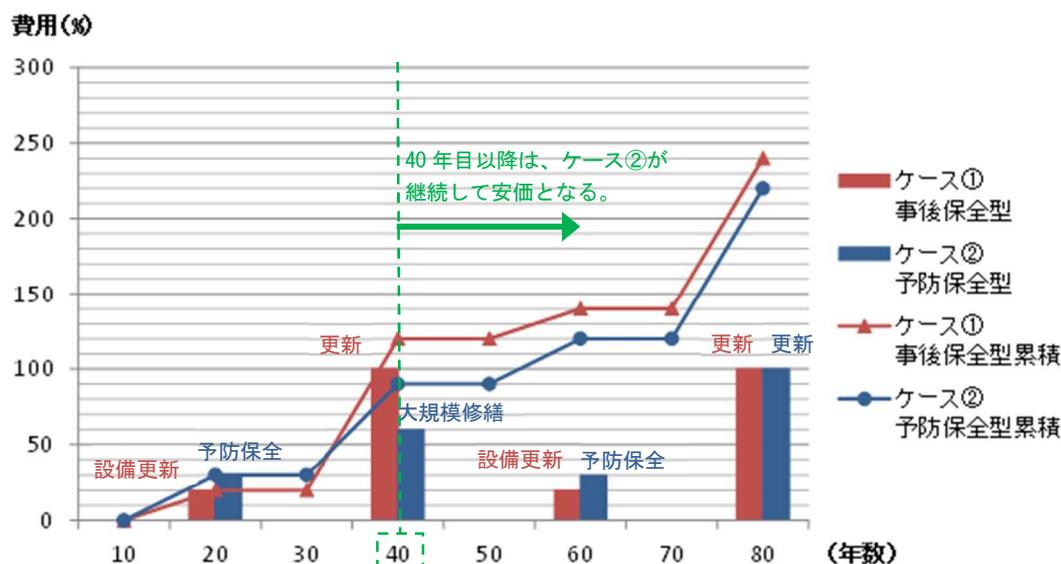


図 2-12 ケース① 事後保全とケース② 予防保全の費用比較イメージ図

表 2-14 更新、修繕等の設定単価

区分	㎡当たり単価			
	建替え	大規模修繕 60%	設備更新 20%	予防保全 30%
市民文化系施設、社会教育系施設、 行政系施設、産業系施設	40万円	25万円	8万円	12万円
保健・福祉施設、供給処理施設、 スポーツ・レクリエーション系施設、その他	36万円	20万円	7.2万円	10.8万円
学校教育系施設、子育て支援施設、公園	33万円	17万円	6.6万円	9.9万円

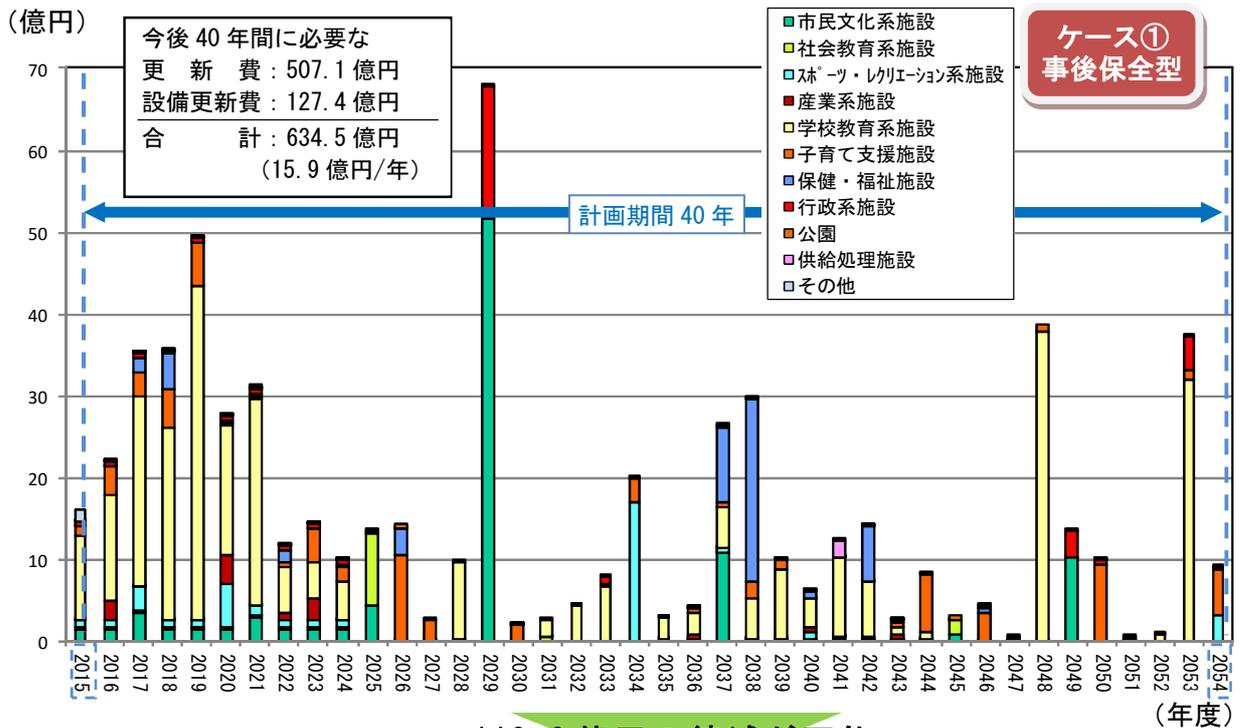
※「公共施設更新費用試算ソフト (ver. 2.10)」での費用を基に設定

(2) 将来の施設更新費の試算

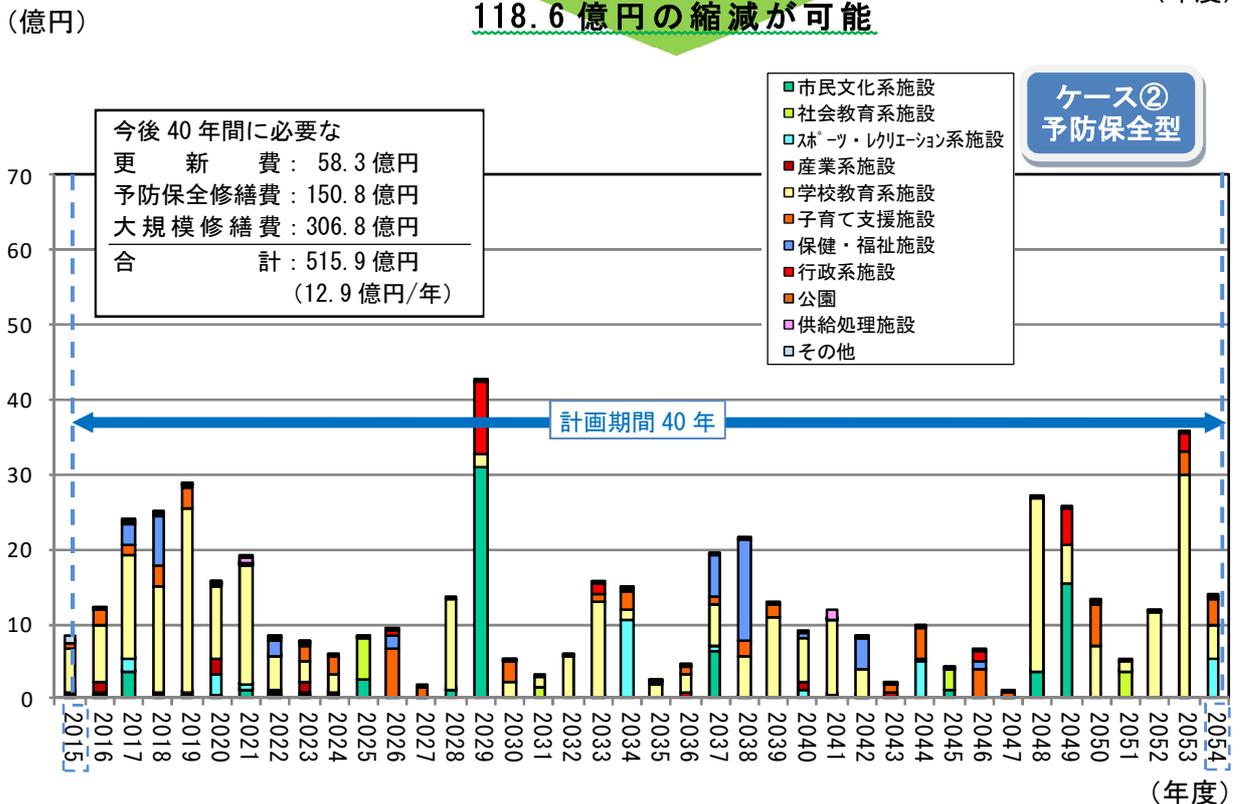
従来通りの事後保全型の管理を行った場合（ケース①）と予防保全型の管理を取り入れた場合（ケース②）の施設更新費の試算結果を比較します。

1) 施設類型別

予防保全型の管理を実施した場合、118.6 億円（3.0 億円/年）の縮減効果が期待できます。



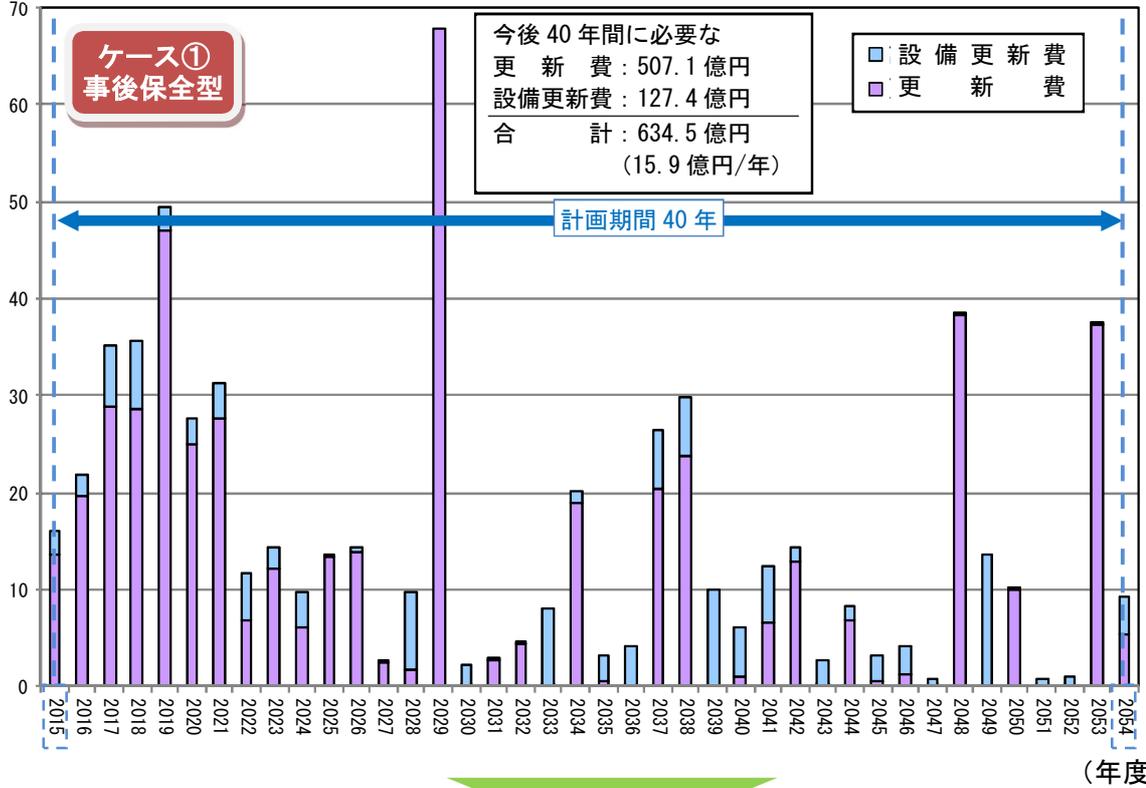
118.6 億円の縮減が可能



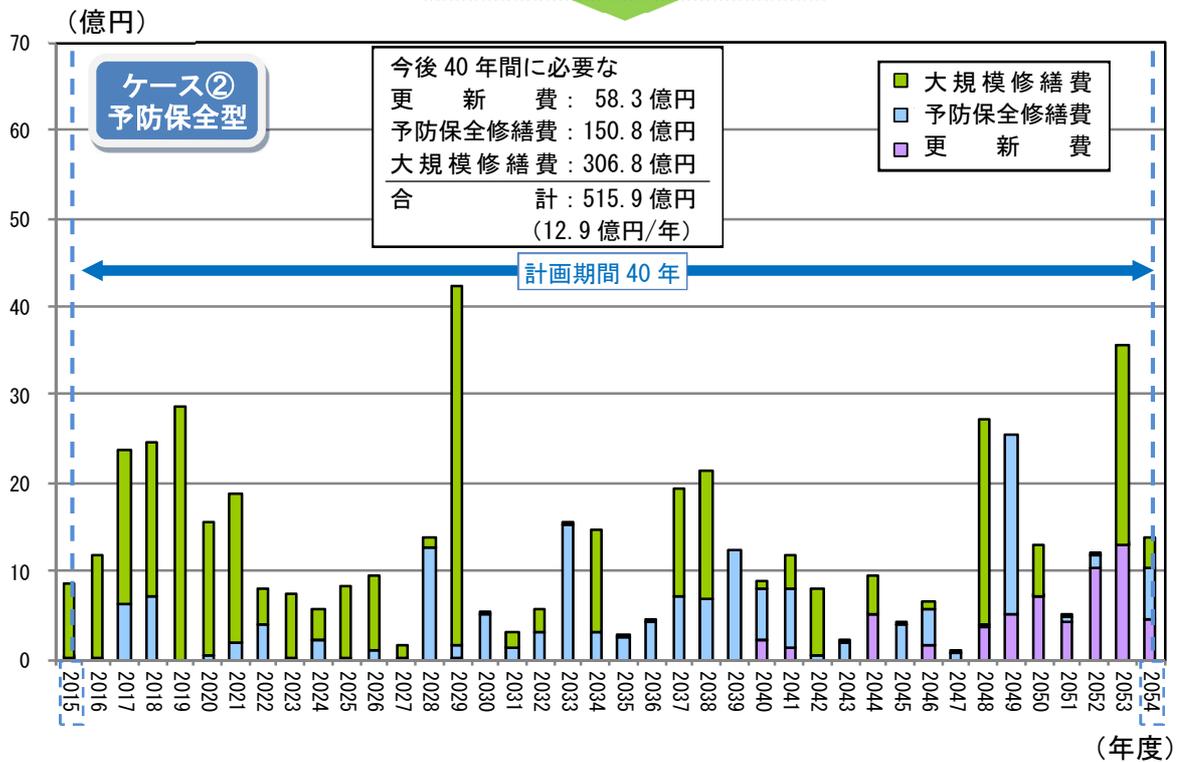
2) 費用別

予防保全型の管理を実施した場合、今後40年間は予防保全修繕費および大規模修繕費が費用の大部分を占めます。

(億円)



118.6 億円の縮減が可能



2-3-2 インフラ系施設

(1) インフラ系施設の試算方法

インフラ系施設については、所管省庁から長寿命化にむけた指針等が提示され、その考え方を考慮する必要があることや、本市の管理実態に適した維持管理を実施した場合についても試算を行います。なお、既に個別施設計画が策定済の橋梁については、個別施設計画を基に更新費用の設定を行います。

① 予防保全的な管理（橋梁、河川構造物（矢板護岸））

※策定済みの長寿命化に基づく試算

② 合理的な管理水準の設定（道路、下水道、河川構造物（土羽、暗渠））

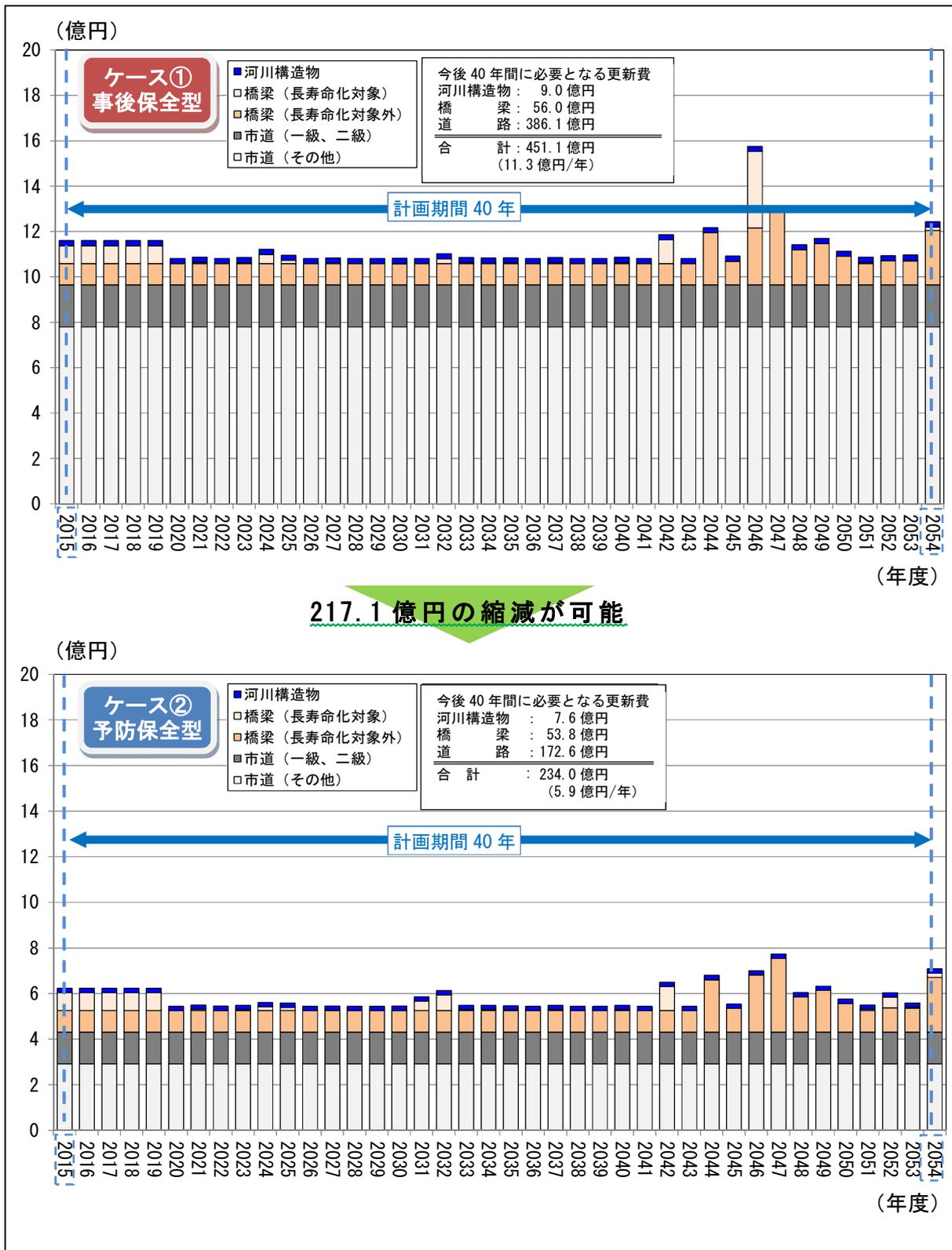
※本市の実情や施設毎の長寿命化の指針等に基づく耐用年数を設定

分類	管理方針	会計
道路	合理的な管理水準	一般会計
橋梁	予防保全	一般会計
下水道	合理的な管理水準	公営企業会計
河川構造物 (矢板護岸)	予防保全	一般会計
河川構造物 (土羽、暗渠)	合理的な管理水準	一般会計

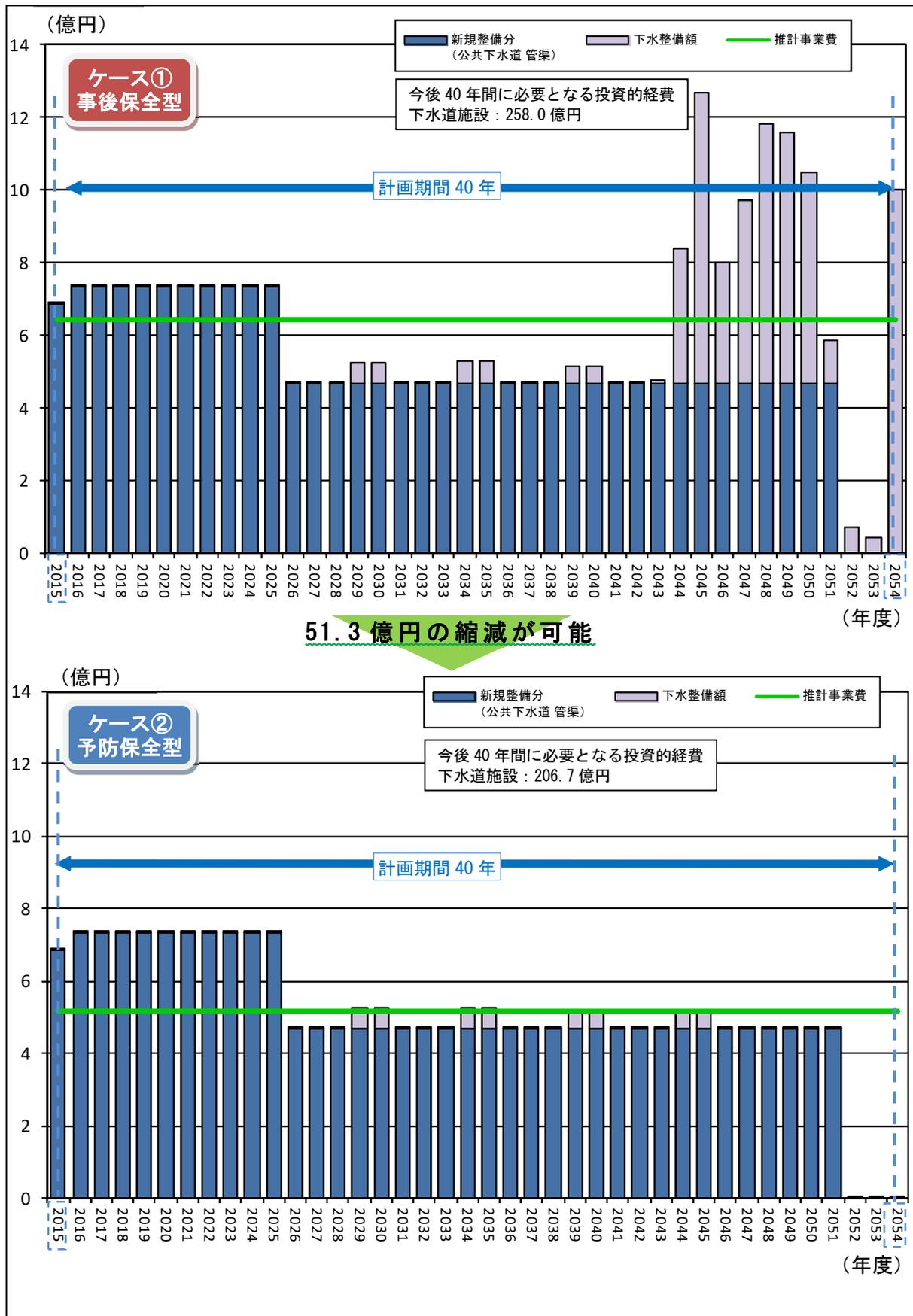
また、インフラ系施設の内、下水道については、公共下水道事業公営企業会計として、一般会計とは別の区分で経理されるため、将来の更新費用についても分けて整理します。

(2) 将来のインフラ施設更新費の試算（一般会計）

一般会計に含まれる道路、橋梁及び河川構造物について、将来的に必要な更新費用を事後保全型と予防保全型の2ケースについて比較します。

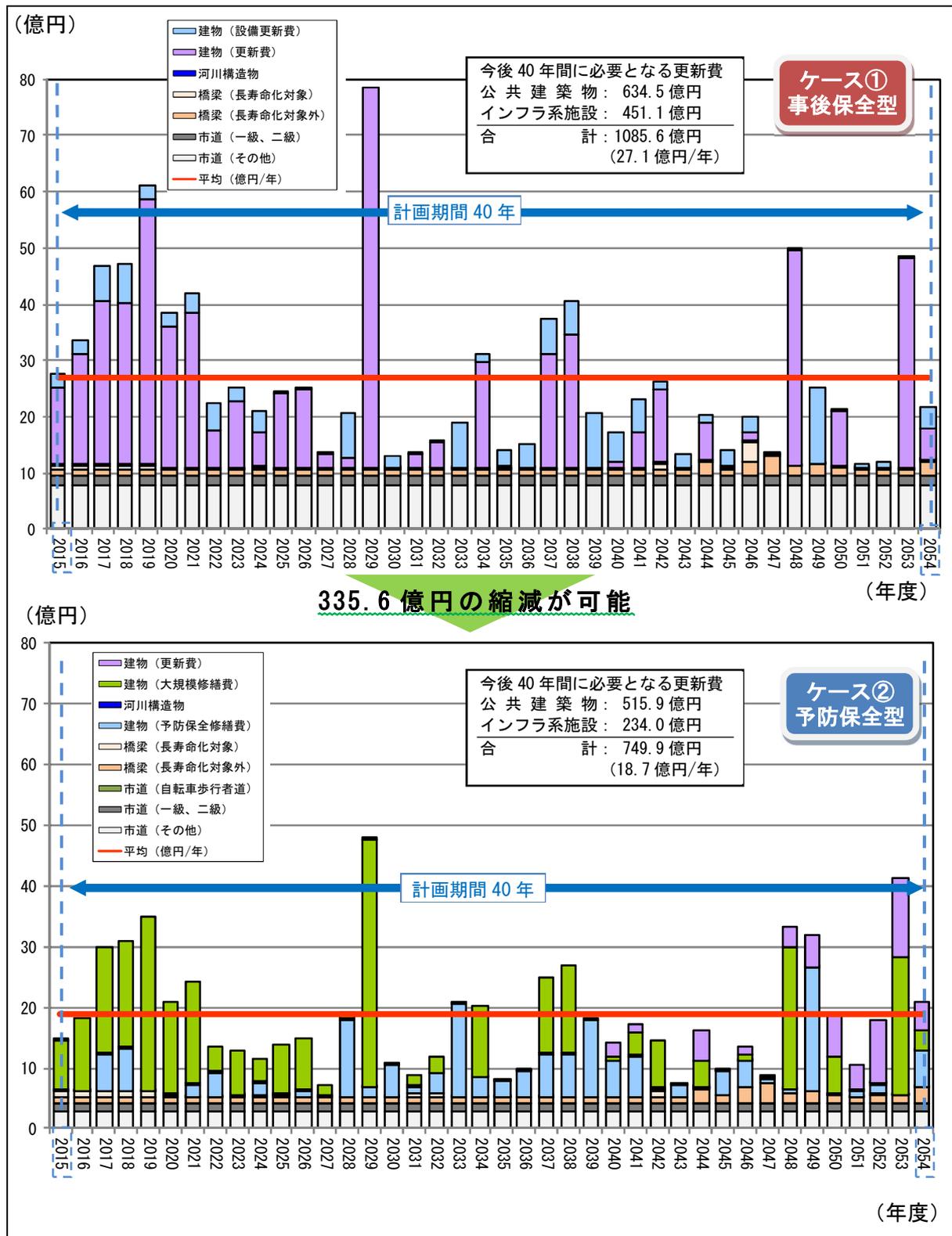


(3) 将来の下水道施設更新費の試算



2-3-3 公共建築物とインフラ施設の合算による将来の施設更新費の試算

一般会計に含まれる公共建築物とインフラ施設（一般会計）について、将来的に必要な更新費用を事後保全型と予防保全型の2ケースについて比較します。



2-3-4 試算結果のまとめ

総務省の試算ソフトを用いた試算結果、また現状の管理方法である事後保全型の維持管理による試算結果と、コスト縮減に配慮した管理水準の設定や予防保全型の維持管理を取り入れた合理的な試算の結果を整理する。

表 2-15 更新、修繕等の試算結果のまとめ（一般会計）（単位：億円）

No.	試算対象分野	総務省	事後保全	予防保全
		40年間	40年間	40年間
		1年当たり	1年当たり	1年当たり
①	公共建築物	618.8	634.5	515.9
		15.5	15.9	12.9
②	道 路	386.1	386.1	172.6
		9.7	9.7	4.3
③	橋 梁	62.7	56.0	53.8
		1.6	1.4	1.3
④	河川構造物	9.0	9.0	7.6
		0.2	0.2	0.2
②+③+ ④=⑤	一般会計 (インフラ系施設)	457.8	451.1	234.0
		11.4	11.3	5.9
①+⑤	一般会計 (公共建築物+ インフラ系施設)	1076.6	1085.6	749.9
		26.9	27.1	18.7

総務省の試算ソフトと事後保全型の管理を実施した場合の試算結果は、ほぼ同額となりました。しかし、本市では建築後 30 年以上経過した公共建築物が多いことから、事後保全型の運用を行う場合には、更新が必要となる建築物の時期が集中し、非常に高額な費用が必要となります。（p17 参照）

予防保全を加味した試算の場合は、総務省の試算ソフトによる試算結果に比べ、費用総額が抑制される上、年度毎の費用も平準化されます。

本市では、今後の財源不足等に対応する必要性から、長寿命化を図っていくことを前提に、今ある全ての施設を保有し続けていく場合に今後 40 年間に必要となる経費の見込みを 18.7 億円/年（一般会計分）と想定しました。

3 財政の現状把握と推移

3-1 歳入の推移・内訳

本市の歳入は、平成 21 年度に国庫支出金が大幅に増加した後は、140～150 億円程度とほぼ横ばいの傾向を示しており、平成 26 年度の歳入額は 147 億円となりました。

また、一般財源（市町村民税、地方交付税、その他一般財源）については、平成 23 年度以降、ほぼ 110 億円で推移しています。

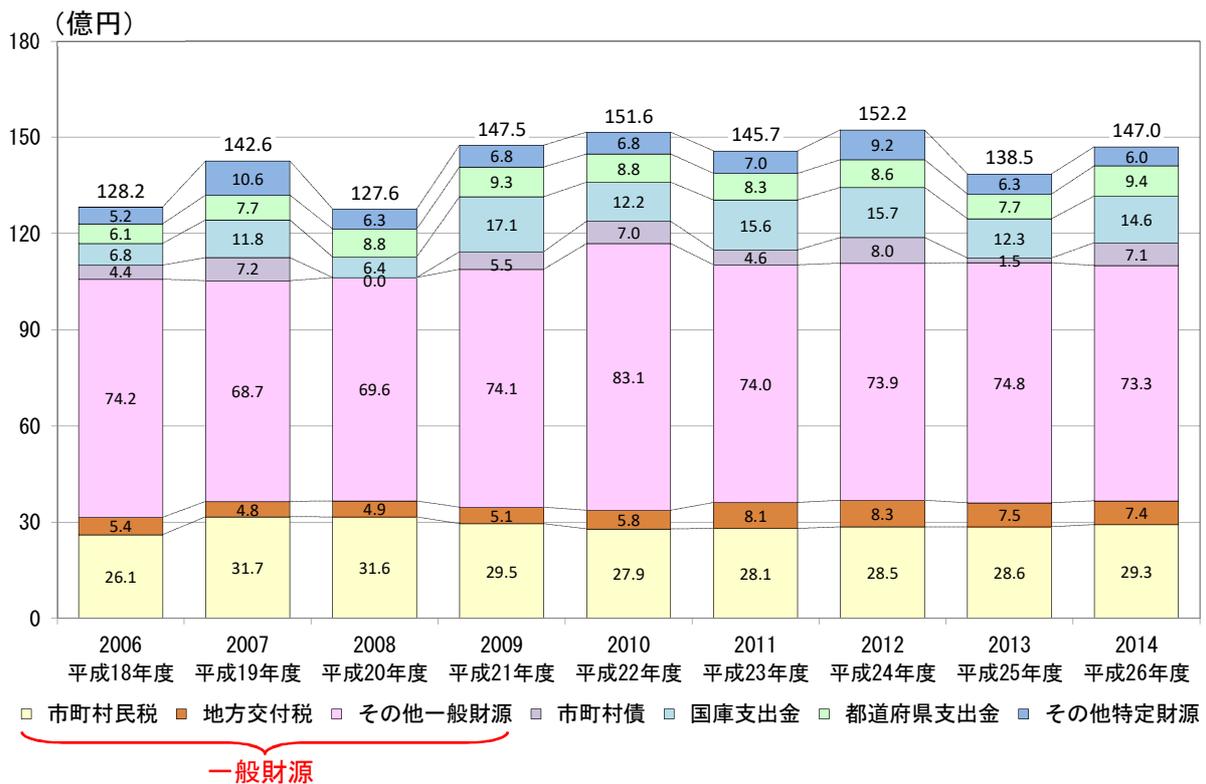


図 3-1 歳入の推移（普通会計）

3-2 歳出の推移・内訳

歳出の推移としては、変動を繰り返しながら増加傾向にあり、平成26年度の歳出額は、平成18年度と比較し、約18%増加しています。

投資的経費については、年度により変動がありますが、平均21.7億円となっています。また、扶助費は増加傾向にあり、平成18年度の13.3億円から平成26年度には27.3億円と2倍以上に増加しています。

なお、本市では、健全な財政運営を図るため、「弥富市中期財政計画（平成27年12月）」を策定しており、今後の投資的経費の見通しを令和7年度まで示しています。

投資的経費には、新庁舎建設事業やJR・名鉄弥富駅整備事業が見込まれていますが、それ以外の事業については、9.1億円と計画しており、近年の実績額に比べ、大きく抑制される見通しとなっています。



図 3-2 歳出の推移（普通会計）

3-3 縮減目標の設定

3-3-1 縮減目標の設定の考え方

公共施設等の更新等費用の不足額を解消するために、公共建築物の延床面積を削減し、適正な保有量とすることで対応することを検討します。前提条件として、公共建築物に係る将来の費用は、延床面積に比例して減少すると仮定します。

面積を削減することにより、対象となる更新費に加え、削減した分の光熱水費や維持管理に係る委託費等の維持管理費用、運営に係る人件費等も減少します。よって、平成26年度における維持運営に係る合計費用である約17.5億円（工事請負費、償還金は除く。）は、削減した公共建築物の延床面積に比例して減少すると仮定し、この減少分を今後40年間の更新等費用の充当見込み額へ上乘せするものとして、延床面積をどの程度縮減する必要があるかを試算しました。

3-3-2 公共建築物のみを縮減する場合

公共施設等の更新等に係る費用の縮減に際して、道路・橋梁・河川等のインフラ系施設については、総量を縮減することは困難であると考えられます。そのため、今後の投資的経費9.1億円/年のうち、インフラ系施設について、長寿命化によってコスト縮減を図ることを前提として試算した更新費5.9億円は、優先的にインフラ系施設に割り振るものと仮定し、インフラ系施設の不足分についても公共建築物の延べ床面積の縮減で財源不足を補うこととした場合の縮減目標を設定します。

【各費用の算出方法、公共建築物の更新費への充当方法】

① 今後40年間の更新等費用の充当見込み額

- ・ 今後の投資的経費：9.1億円（p25、弥富市中期財政計画（平成27年12月）より）
- ・ 公共建築物への充当見込み額：9.1億円－5.9億円（インフラの更新費）＝**3.2億円**



② 維持管理、運営費の縮減可能額 ⇒ 延床面積の縮減に比例し増加

平成26年度の全公共施設の維持管理、運営費：17.5億円/年

例えば、公共建築物の延床面積を100%削減した場合

⇒17.5億円×40年＝700.0億円 縮減



①＋②の費用を③公共建築物の更新費へ充て

③ 公共建築物に係る40年間の更新費 ⇒ 延床面積の縮減に比例し減少

515.9億円（予防保全型の維持管理を実施した場合の試算結果（ケース②）より）

次頁に試算結果の図を示します。

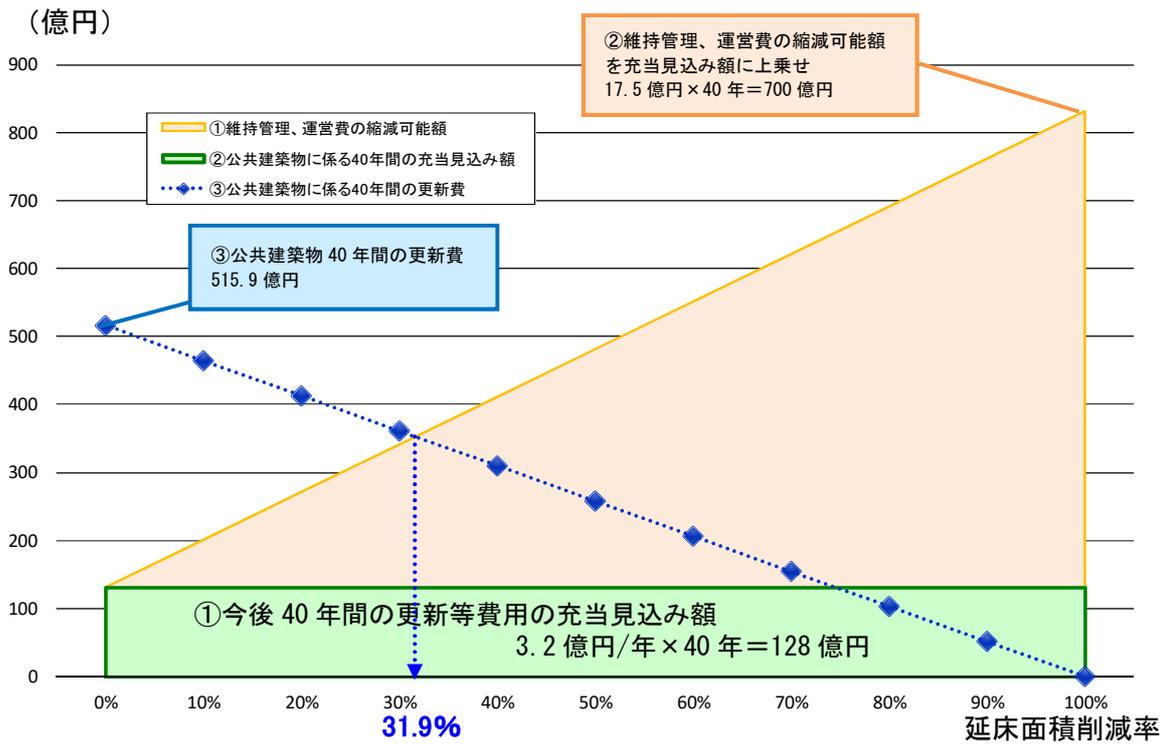


図 3-3 公共建築物の延床面積削減率の試算

■ 公共建築物のみを縮減する場合の縮減目標

試算の結果、31.9%の延床面積の削減による維持管理、運営費の縮減可能額を更新費に充てることにより、必要な更新費用を賄える結果となりました。

○ 縮減目標：不足額 ÷ (更新費 + 維持運営費)

・40年間の不足額：515.9 - 128.0 = 387.9 億円

縮減目標：387.9 ÷ (515.9 + 700) ≒ 31.9%

● 総延床面積の 31.9%

⇒ 151,605.25 × 31.9% = 48,362 m²

学校の総延床面積 75,837 m²の
約 63.8% (約 7 校分) に相当します

3-3-3 公共建築物、インフラ系施設ともに縮減を図る場合

今後の投資的経費の見込み 9.1 億円/年は、インフラ系施設及び建築物の更新等に必要な経費の比率に応じて分配するものと想定します。

インフラ系施設に充当可能な費用 = 9.1 億円/年 × (5.9 億円/年 ÷ 18.7 億円/年) = 2.8 億円/年

公共建築物に充当可能な費用 = 9.1 億円/年 × (12.9 億円/年 ÷ 18.7 億円/年) = 6.3 億円/年

(1) 公共建築物の面積削減による適正保有量の検討

【各費用の算出方法、公共建築物の更新費への充当方法】

① 今後40年間の更新等費用の充当見込み額

- ・ 今後の投資的経費：9.1億円（p 25、弥富市中期財政計画（平成27年12月）より）
- ・ 公共建築物への充当見込み額：6.3億円×40年 = 252.0億円



② 維持管理、運営費の縮減可能額 ⇒ 延床面積の縮減に比例し増加

平成26年度の全公共施設の維持管理、運営費：17.5億円/年

例えば、公共建築物の延床面積を100%削減した場合

⇒ 17.5億円 × 40年 = 700.0億円 縮減



①+②の費用を公共建築物の更新費へ充てる

③ 公共建築物に係る40年間の更新費 ⇒ 延床面積の縮減に比例し減少

515.9億円（予防保全型の維持管理を実施した場合の試算結果（ケース②）より）

次頁に試算結果の図を示します。

(2) 試算結果

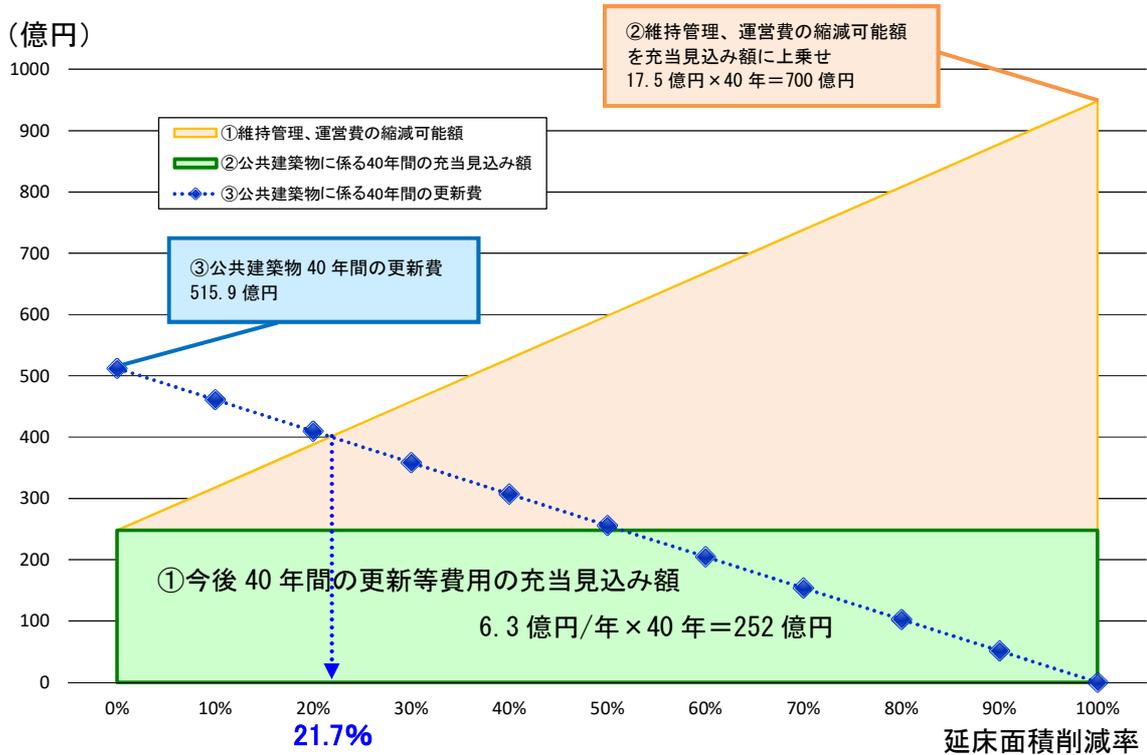


図 3-3 公共建築物の延床面積削減率の試算

■公共建築物、インフラ系施設ともに縮減する場合の公共建築物の縮減目標

試算の結果、21.7%の延床面積の削減による維持管理、運営費の縮減可能額を更新費に充てることにより、必要な更新費用を賄える結果となりました。

○縮減目標：不足額÷（更新費+維持運営費）

・40年間の不足額：515.9-252.0=263.9億円

縮減目標：263.9÷（515.9+700）≒21.7%

●総延床面積の21.7%

⇒151,605.25㎡×21.7%=32,898㎡

学校の総延床面積75,837㎡の
約43.4%（約5校分）に相当します

(3) インフラ系施設に関するコスト縮減目標

インフラ系施設の財源が2.8億円/年に対して、更新等に係る経費の見込み額が5.9億円/年であることから、3.1億円/年のコスト縮減を図ることを目標とします。ただし、道路、橋梁、河川などの施設については、総量の縮減が困難と考えられることから、維持管理における包括発注などを含めてライフサイクルコストを縮減することを検討するものとする。

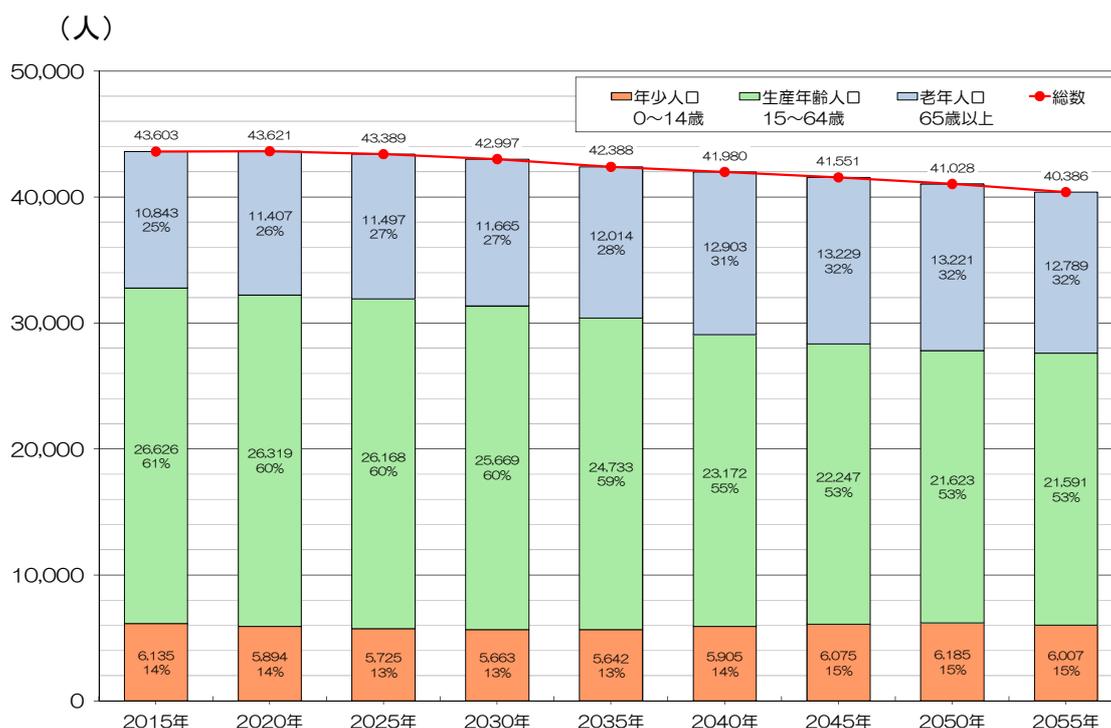
4 人口の現状把握及び見直し検討

4-1 市全体の人口推移と将来推計

本市の総人口は、高度経済成長期以降、これまで増加し続けてきましたが、弥富市人口ビジョンによると、今後は減少に転じ、40年後の令和37年（2055年）には、現在の9割強にあたる40,386人となる見込みです。

また、平成27年度から令和37年度にかけての40年間で、人口構成については、15歳から64歳の生産年齢人口の割合は、61%から53%まで大幅に減少するのに対し、65歳以上の老年人口の割合は、25%から32%まで増加しており、高齢化が進行していく見込みです。

- ・今後の人口減少、高齢化の更なる進行により、公共施設等に求められる将来の需要が大きく変化していくことが想定されます。



(出典：弥富市人口ビジョン)

図 4-1 弥富市人口ビジョンによる将来人口の推計

4-2 地区別の人口推計の結果

40年後の令和37年（2055年）に対する地区別の将来人口推計結果は、日の出小学校地区は人口増加、その他の地区で人口減少となりました。平成27年（2015年）の人口に対して、令和37年（2055年）の人口の減少率が最も大きい地区は、24%減少となる栄南小学校地区です。これに対して、日の出小学校地区は、平成27年（2015年）の人口に対して、40年後には9%増加する見込みです。

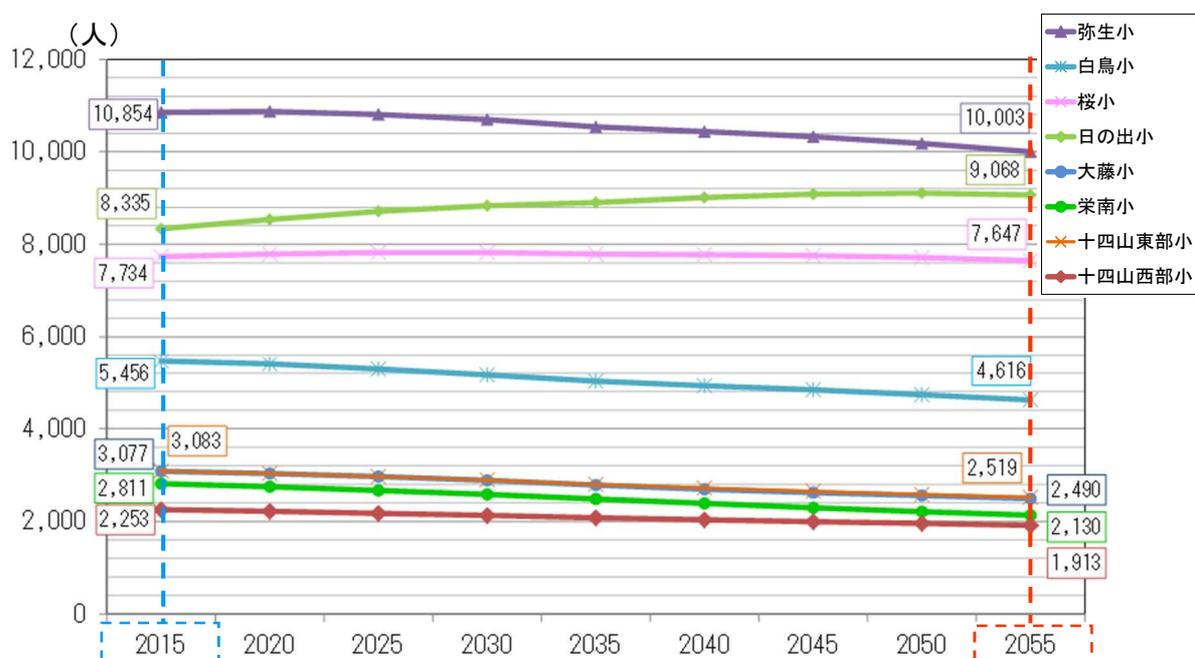


図 4-2 地区別の人口推計の結果 ※弥富市人口ビジョンを基に推計

	弥生	白鳥	桜	日の出	大藤	栄南	十四山 東部	十四山 西部	合計
平成27年 (2015年)	10,854	5,456	7,734	8,335	3,077	2,811	3,083	2,253	43,603
令和37年 (2055年)	10,003	4,616	7,647	9,068	2,490	2,130	2,519	1,913	40,386
増減人数 2015-2055	-851	-840	-87	733	-587	-681	-564	-340	-3,217
増減率	-8%	-15%	-1%	9%	-19%	-24%	-18%	-15%	-7%

【地区別人口推計結果】

- ①今後、人口の減少が進むことにより、**公共施設等の維持管理費等の財政負担が増加**することが予想されます。
- ②人口減少率が高い地区では、高齢化に伴う今後の人口減少社会の進展を見据え、人口構成の変化に合わせた、適正な公共施設等の配置及び規模を検討していくことが求められます。
- ③人口の減少傾向が緩やかな地区と急な地区で差があるため、地区別に対策の時期や内容を検討する必要があります。

5 計画期間

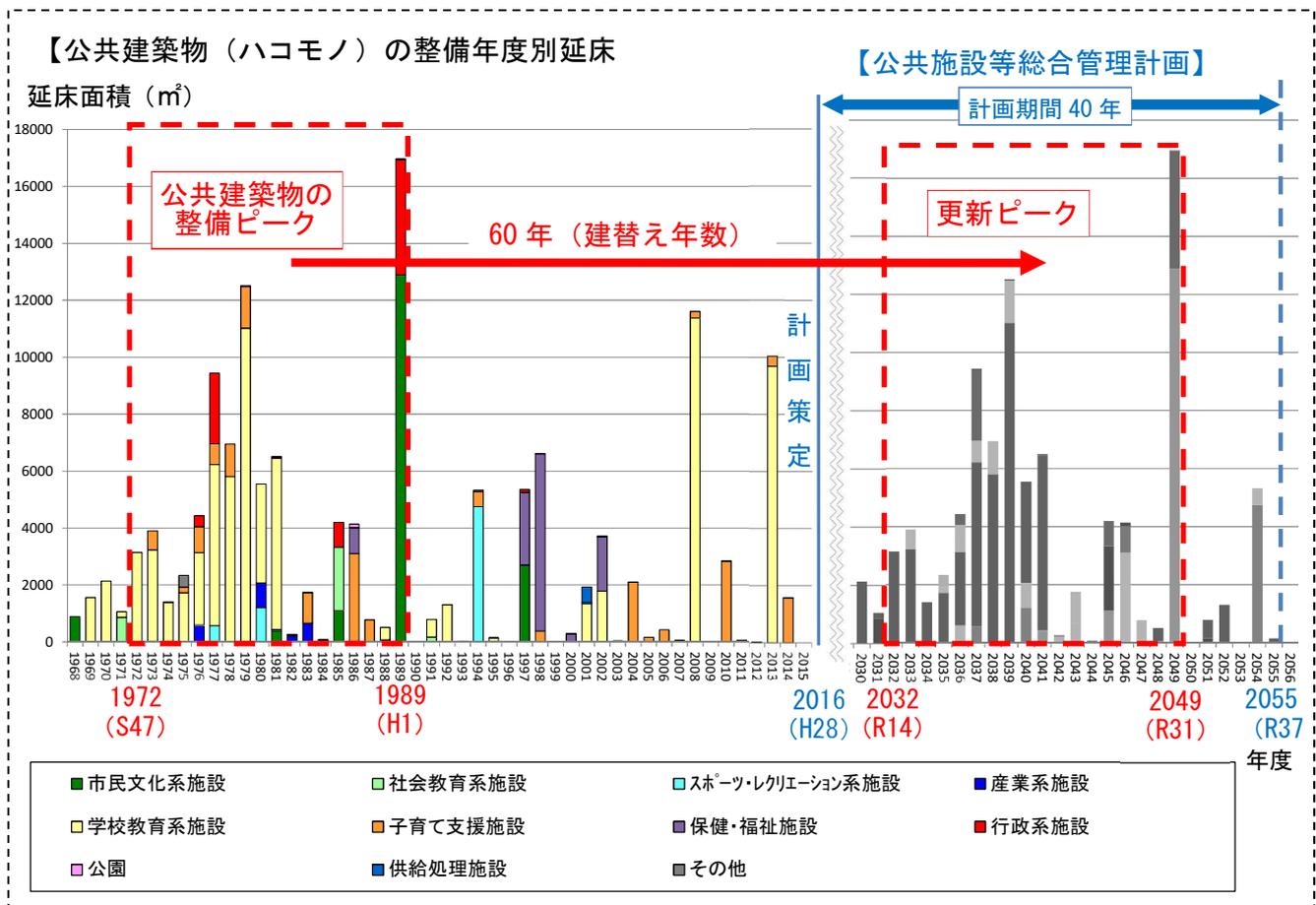
5-1 計画期間の検討

本計画では、本市の保有する既存施設の耐用年数を踏まえて、中長期的な視点から施設の統廃合や長寿命化について検討を行います。

本市の公共施設は、1970年代から1980年代にかけて集中的に整備され、既に30年以上を経過している施設も多く、15～35年後には、一斉に更新時期を迎えることが予測されています。このため、施設更新のピークを考慮し、平成28年度から令和37年度までの40年間を計画期間とします。

また、総合計画を初めとした上位・関連計画を踏まえた上で、公共施設等の今後のあり方を包括的に検討していきます。

計画期間 平成28年度～令和37年度（40年間）



6 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

6-1 全庁的な取組体制

本市ではこれまで公共施設等の情報に関して、施設類型ごとに各所管部署で管理されており、全庁的な共有がなされていませんでしたが、本計画では公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施していくために、「公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、トップダウンによる推進力を発揮することのできる全庁的な取組体制の構築を検討します。

つまり、これまで各所管部署において「部分最適化」の考え方に基づき、管理を行っていたものを、「全体最適化」の考え方を取り入れた全庁的な取組体制に改善していきます。

今後は、公共施設等総合管理計画を確実に遂行するために公共施設マネジメント推進本部を設置するとともに、その事務局には専門知識を有する職員を配属し、庁内各部署との連携の円滑化及び工事発注、品質管理のサポートをさらに高めていきます。

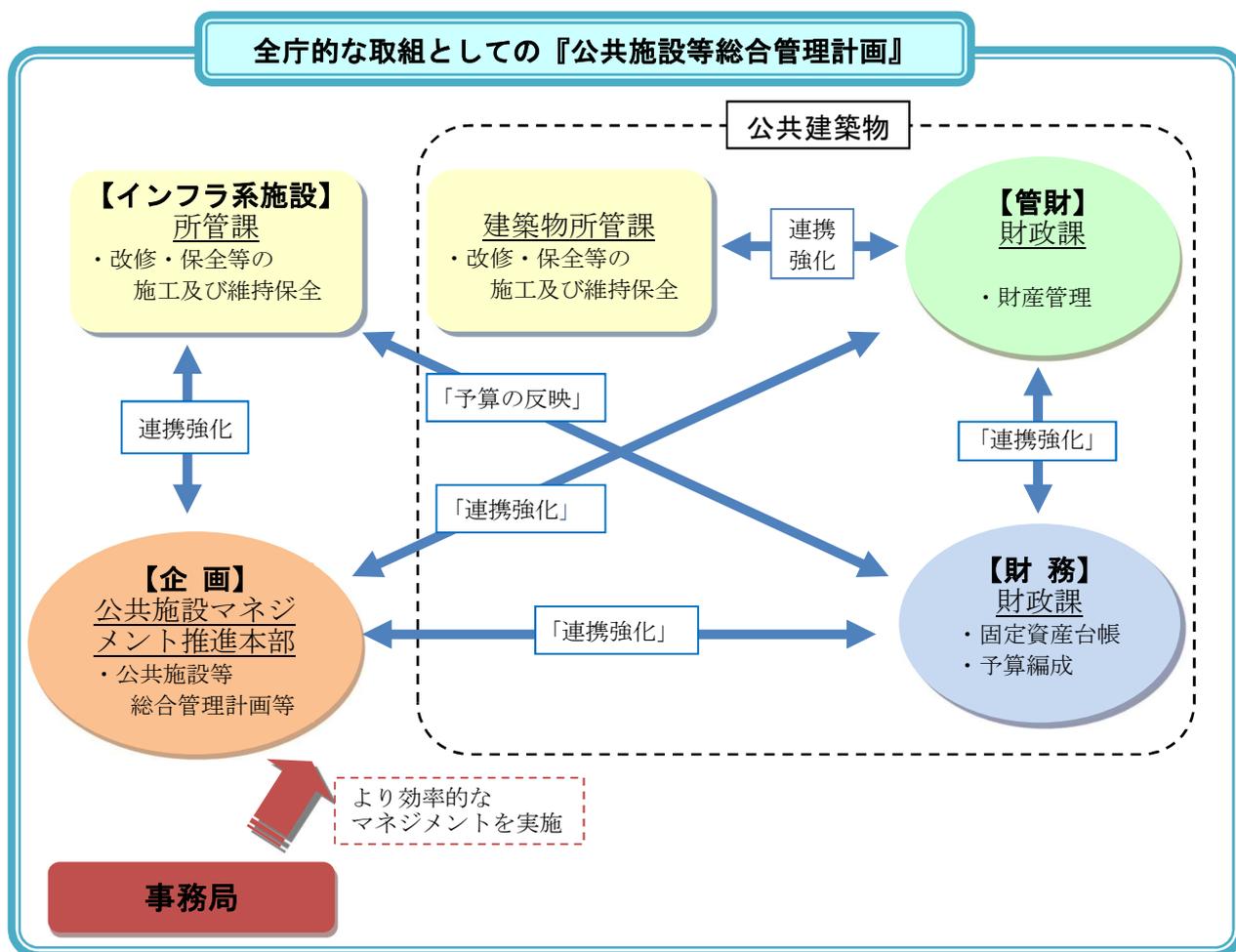


図 6-1 公共施設等総合管理計画の実施のための全庁的な取組体制

6-2 計画策定の経緯

公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、各所管課の意見集約を目的とした庁内検討会議を下記のスケジュールで開催しました。

第1回 庁内検討会議 H27. 12. 14

- 一 公共施設等の現況調査及び将来の見通し
 - (1) 施設の総量把握
 - (2) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等
 - (3) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

- 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（その1）
 - (1) 計画期間
 - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
 - (3) 現状や課題に対する基本認識

第2回 庁内検討会議 H28. 2. 3

- 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針（その2）
 - (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ・点検/診断等の実施方針
 - ・維持管理/修繕/更新等の実施方針
 - ・安全確保の実施方針
 - ・耐震化の実施方針
 - ・長寿命化の実施方針
 - ・統合や廃止の推進方針
 - ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
 - (5) フォローアップの実施方針

- 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等総合管理計画として取りまとめ

6-3 情報共有方策の検討

6-3-1 従来の情報管理と共有

本市ではこれまで、公共施設等の情報は各所管課が作成、管理を行ってきました。

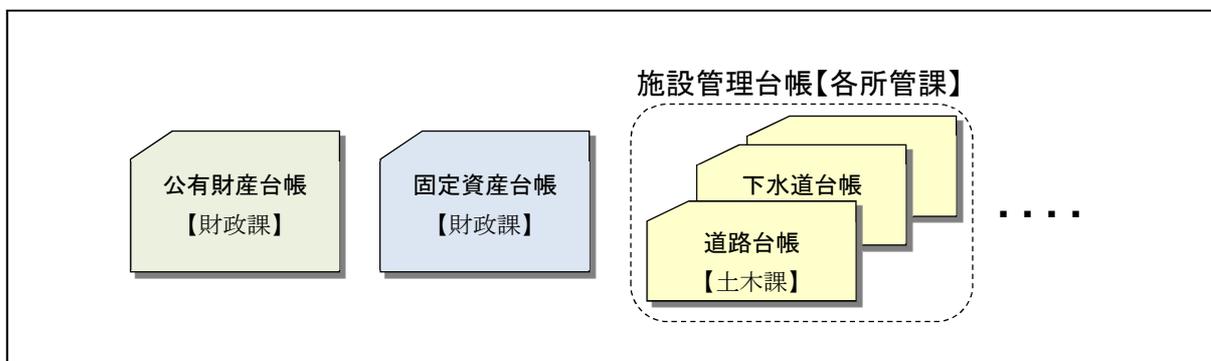


図 6-2 従来の情報管理と共有

6-3-2 情報の共有化に向けて

情報の共有化策として、各所管課が作成するデータを他者が活用（閲覧）できるよう一元的に整理します。また、庁内LANを活用して各所管課からそれぞれの情報にアクセス可能にするとともに、「共有ルール」を設定し、セキュリティを確保した上で、効率的な活用を図るための仕組みを構築していきます。

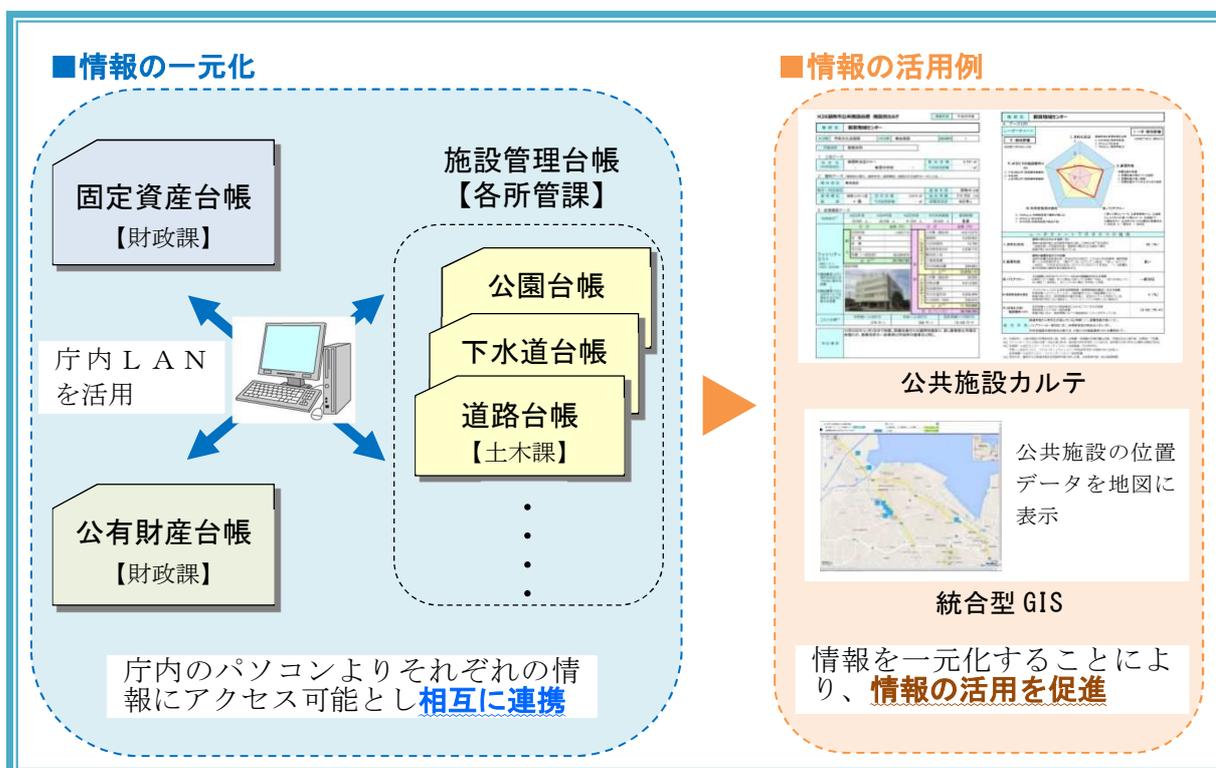


図 6-3 情報の一元化と活用

7 現状や課題に対する基本認識

7-1 本市の公共施設等が抱える課題

本市の公共施設等について現状を整理した結果、将来にわたって、適切な公共サービスを実施していくためには、多くの課題があることが分かりました。課題の解決のために、今後は全庁が一丸となって、中長期的な視点にたって、取り組んでいく必要があります。

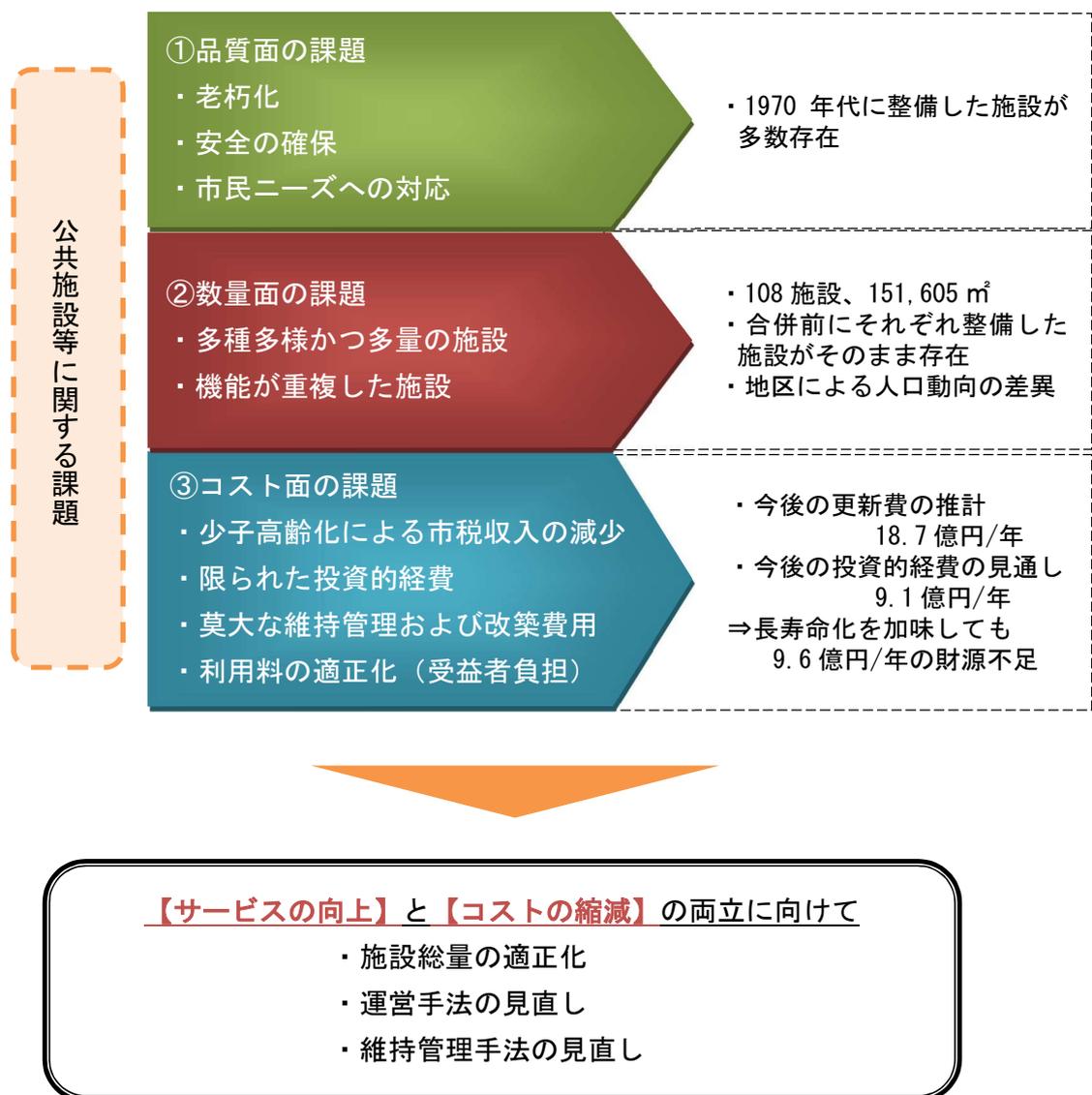


図 7-1 弥富市の公共施設等をとりまく課題

7-2 基本方針

(1) 公共建築物

公共建築物については以下の基本方針に従い、計画を推進します。

基本方針 1：総量縮減の推進

維持管理、更新、修繕に関する費用を軽減するため、施設の総量削減を推進します。

- 市民の安全で快適な暮らしを維持する上で、本市に必要な施設を見極めます。
- 施設ごとに評価を実施し、統廃合の検討を行います。
- 施設を更新する場合は、原則として複合化による、総量縮減を検討します。

基本方針 2：維持管理・運営への民間活力の導入

民間活力の導入により、施設のライフサイクルコストのうち、大部分を占めるランニングコストの軽減を図ります。

- 指定管理者制度、PPP/PFIや民間への移管など民間のノウハウや資金を活用し、サービス水準を向上させながら、コスト削減を検討します。
- 点検、メンテナンス業務などを包括発注することで、コストを軽減します。

基本方針 3：安全の確保

中長期的な視点を持って、必要な更新、修繕を計画的に実施し、施設の安全を確保します。

- 長寿命化を踏まえた、更新、修繕計画を作成し、耐用年数まで適切な維持管理水準を確保します。
- 安全を確保するための修繕に高額のコストを要する場合には、廃止も含めた検討を行います。

基本方針 4：広域的な活用

既存施設について、市の内外を含めた広域的に有効活用することにより、サービス水準の向上を図りながら、施設の統廃合を促進します。

- 合併前に整備された施設について、統合や転用などを含めた見直し検討を行い、全市で有効活用を図ります。
- 規模の大きな施設は、近隣市町との相互利用について検討します。

(2) インフラ系施設

インフラ系施設については以下の基本方針に従い、計画を推進します。

基本方針 1：ライフサイクルコストの軽減

膨大なインフラ系施設の維持管理を最適化することにより、長寿命化を推進するとともに、維持管理費を削減します。

- 予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を推進することにより、ライフサイクルコストを軽減します。
- 包括管理委託を含めた民間への委託を拡大し、所定の管理水準を確保した上で、コストの縮減を行います。

基本方針 2：安全性の高い都市基盤の構築

施設の老朽化等による事故の発生を未然に防ぎ、安全な都市基盤を市民に提供します。

- インフラ系施設は、重要な都市基盤として安全を確保するとともに、市民が安心して暮らすことができる生活環境を提供します。
- 中長期を見通した計画的な維持管理を行い、劣化に伴う事故等のリスクを軽減します。

基本方針 3：施設情報の収集・活用

点検結果や修繕記録を経年的にストックすることにより、施設の劣化特性を把握し、維持管理に活用します。

- 定期点検結果や修繕の記録を収集、蓄積することにより、施設ごとの劣化特性を把握し、劣化予測などから更新、修繕の計画的な実施に繋がります。

8 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

8-1 点検/診断等の実施方針

8-1-1 施設の点検

公共施設等は、本市が保有する重要な資産の一つであり、適正な管理を行っていくために、点検を実施します。

公共施設等には、数多くの材質、部材、構造形式を用いた建築物、また道路、河川、公園をはじめとしたインフラ系施設など、多種多様な施設があります。いずれも経年変化による老朽化、また使用による損傷や汚れなどにより、その機能が低下していきます。

点検の目的は、施設の異常や故障を早期に発見し、利用者の安全を確保することに加え、点検の結果を蓄積することにより、当該施設の劣化特性を把握し、修繕計画等に反映します。

点検作業は、専門知識を有する技師が継続的に実施することにより、異常を正確に把握するとともに、適切な管理水準のもと劣化進行を管理します。

8-1-2 施設の診断

公共施設等の現状を評価する施設診断は、点検結果を活用し、安全性、耐久性、機能性および適法性に着目して実施します。

定期点検の他に、建築物については耐震診断や衛生・空気質診断、また、インフラ系施設については、劣化調査などが既に行われている場合には、それらの結果も活用し診断します。

診断結果をもとに施設の健全度を算定し、さらに継続的に把握することにより、施設の劣化特性の把握や修繕・更新計画に反映していきます。

点検/診断等のポイント

- 施設の異常や故障の早期発見による、利用者の安全を確保します
- 点検結果より健全度を算定し、修繕・更新計画へ反映します

8-2 維持管理/修繕/更新等の実施方針

8-2-1 維持管理・修繕の実施方針

公共施設等は、市民に快適な生活環境を提供するため、日常の清掃や点検を実施します。また、適切な修繕を行うことによって劣化や機能の低下を防ぎます。設備機器については注油、調整や消耗品の交換などの日常的なメンテナンスの実施により施設の長寿命化や安全で快適な利用環境の維持に努めていきます。

今後は維持管理を効率的に実施し、コスト縮減およびサービス水準の向上のために複数の施設や設備を対象とした包括管理委託の導入についても検討します。

8-2-2 更新・改修の実施方針

これまで公共施設等の更新・改修は、異常や故障が発生してから対応を行う、いわゆる“事後保全”型の修繕・更新を実施してきました。今後は、安全な使用環境を継続的に利用者に提供すること、また施設の長寿命化に向けて、長寿命化計画等を策定した上で、予防保全型の更新・改修を実施します。

更新に際しては、施設管理者、施設利用者のニーズを十分に把握、分析するとともに、今後は施設の複合化などについても検討する必要があります。また、更新費用は非常に高額であるため、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用するPPP/PFIの活用、導入について検討していきます。

維持管理/修繕/更新のポイント

- 維持管理の効率化によるコスト縮減とサービス水準の向上を図ります
- 更新の際には、施設の複合化や民間活力の導入を検討します

8-3 安全確保の実施方針

公共施設等における安全確保の目的は、利用者に安全・安心な使用環境を提供することです。また、万一の事故・事件の発生や災害によって被災した場合の被害を最小限にとどめ、ソフト面を含めた事業継続計画（BCP）の検討など、早期の復旧が可能な体制を構築することも安全確保へ向けた対策の一環となります。

施設の安全確保に向けては、点検時に異常が認められる場合はもちろん、診断結果から健全度が基準値を下回ることが予想される場合に、適切な改修を実施します。ただし、改修することが困難な危険を確認した場合や高額な費用を要する場合には、総合的に判断し、施設を廃止することも含めて検討していきます。

安全確保のポイント

- 利用者に安全な公共サービスを提供します
- 適切な改修の実施により、一定の安全水準を確保します

8-4 耐震化の実施方針

近い将来の発生が懸念される、南海トラフに起因する大地震等に対する安全確保の観点から、多くの市民が利用する公共施設等の耐震化を計画的に実施します。

本市では、既に学校施設の耐震化が終了しており、現在は吊り天井など非構造部材の耐震化を進めています。また今後は、避難所など防災上重要となる施設を中心に優先度を考慮した上で、順次耐震化を行います。

耐震化のポイント

- 多くの市民が利用する公共施設等の耐震化を計画的に実施します
- 耐震化が完了している学校などは、吊り天井、照明器具などの非構造部材の耐震化を行い、安全性を向上します

8-5 長寿命化の実施方針

公共施設等は、今後計画的に維持管理を実施することにより、既存施設の長寿命化を図り、維持管理や更新に必要となるコストを縮減します。従来の維持管理手法である“事後保全型”から、点検や診断結果に基づいた“予防保全型”の維持管理手法に転換し、施設の管理水準を適切に保ちながら、長寿命化を図ります。

公共建築物（RC構造）や土木構造物の耐用年数は、一般的に50年程度、また設備機器の耐用年数については10～20年程度とされていますが、これらの長寿命化を図っていくためには、使用期間の途中段階で、適切な維持管理や修繕を実施していくことが重要となります。

例えば、公共建築物の耐用年数を80年程度まで延ばすためには、通常の修繕に加えて供用開始から30～40年が経過した時点での大規模改修が必要となるほか、給排水や空調などの設備の更新は15～20年間隔が必要となります。

本市では、今後、公共建築物およびインフラ系施設の長寿命化を図り、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減を目指します。

インフラ系施設については、監督官庁から長寿命化を図るための指針等が示されている分野もあるため、これらに基づき、適切な長寿命化計画等を策定した上で、計画の推進に取り組んでいきます。

長寿命化のポイント

- “事後保全型”から“予防保全型”の維持管理に転換します
- 長寿命化によりLCC（ライフサイクルコスト）を縮減します

8-6 ユニバーサルデザインの推進方針

施設等の改修、更新等を行う際には、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

8-7 環境に配慮した施設整備の推進方針

持続可能な社会の一環である脱炭素社会の実現に貢献するため、経済性や施設の特性も考慮しながら、既存設備の省エネルギー型への更新や温室効果ガス排出量の少ない機器への転換等を進め、市内のCO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいきます。

8-8 統合や廃止の推進方針

本市では、今後、老朽化した公共建築物やインフラ系施設の修繕・更新費用に対して、充当可能な費用が大きく不足することが予想されています。

人口が減少の局面を迎え、財源不足となる中で、現在の規模や機能を維持したまま施設を更新することは困難であることから、更新時期を迎えた建築物については、原則として他施設との統合、複合化や減築等の検討を行い、施設総量の縮減を図ることとします。

そして、これらを計画的に実施していくために、「弥富市公共施設再配置計画」に基づき、施設総量や施設配置の適正化を推進していきます。

特に、施設の廃止を検討する対象としては、利用者数が少ない施設、本来の設置目的による役割を終えた施設、老朽化の進んだ施設で代替施設がある施設などが挙げられます。また、民間サービスへの転換が可能な施設についても廃止の検討を行います。

本市には、合併前にフルセット主義※にて整備された公共施設があります。これらの施設は老朽化等の状況を踏まえた上で、統廃合、転用を行い、合併による縮減効果を発揮します。さらには近隣市町との相互利用についても検討していきます。

これらの公共建築物の総量縮減に合わせて、民間のノウハウ・資金の活用などを含めて、施設で提供するサービスを向上させることなどを検討し、公共サービスの充実を図ることを考えていきます。

インフラ系施設については、総量を縮減していくことは困難ですが、交通量の少ない老朽化橋梁は架替等を行わず、通行規制を実施したり、下水道では、設備の更新に合わせた統合や規模の適正化などの検討を行います。

※フルセット主義：自治体が公共サービスを提供するにあたり、文化、教育、福祉など全ての分野の施設を自ら整備、保有していこうとする考え方

統廃合のポイント

- 利用実態や建物状況を踏まえた統廃合により、総量の適正化を図ります
- 合併の効果を活かした施設の統廃合を検討します

8-9 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

8-9-1 公共施設マネジメント組織体制の構築

公共施設等総合管理計画を含めた公共施設マネジメントを着実に推進していくためには、前述したように、全庁的な取組体制を構築することが必要です。その中でも、事業の優先度判定、計画の進行管理や目標の見直しを行っていくことが非常に重要となります。本市では、公共施設マネジメント推進本部の事務局に専門知識を有する職員を配属し、庁内各部署との連携の円滑化を図るとともに工事発注、品質管理のサポートをさらに高めていきます。

8-9-2 指定管理者制度、PPP および PFI の活用体制の構築

質の高い公共サービスを効率的に実施するため、指定管理者制度、PPPおよびPFIなどの民間のノウハウや資金の活用を推進します。本市では既に、障害者生きがいセンターやデイサービスセンターなどの高齢者・福祉施設において指定管理者制度を導入しており、コスト縮減とサービス向上の効果が確認されています。

今後は、他分野の施設やインフラ系施設においても導入検討を行い、施設特性から高い導入効果が期待できる施設については、積極的に導入を図ります。

8-9-3 計画の推進体制（PDCAサイクル）

本計画は、40年間という長期の計画であり、社会情勢や劣化状況・利用状況・財務状況等が大きく変化することが予想されるため、PDCAサイクルにより、5年ごとを目途に計画の見直しを図っていきます。

総合的かつ計画的な管理を実現するためのポイント

- 公共施設マネジメントの推進に向け、全庁的な取り組み体制を構築します
- 施設の特性に応じて、民間活力を積極的に導入していきます
- 社会情勢等に対応していくために、定期的に計画の見直しを図っていきます。

9 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本市の公共施設等の維持管理については、「8 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」において示していますが、各施設の現状や特性を考慮し、施設類型別に今後の維持管理等に向けた方針を示します。

9-1 公共建築物

9-1-1 市民文化系施設の方針

市民ホール
<ul style="list-style-type: none">●今後実施する劣化調査の結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討し、計画的に実施していきます。●築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえるとともに、更新の実施や他施設との統廃合、また転用の可能性などについて検討していきます。

総合社会教育センター
<ul style="list-style-type: none">●吊り天井などの非構造部材について、利用者の安全確保の観点から、耐震化を検討していきます。●今後、劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。●築年数、老朽化状況、利用動向や維持・運営状況など施設の状況に加えて、機能が類似・重複する市内の他施設の状況も踏まえて、統合や複合化などの可能性を検討していきます。

さくら会館、十四山公民館、南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター
<ul style="list-style-type: none">●吊り天井などの非構造部材について、順次、優先順位を検討した上で、耐震化を進めていきます。●劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。●築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況、また、地区の特性を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合の可能性などについて検討していきます。

9-1-2 社会教育系施設の方針

図書館

- 今後実施する劣化調査の結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討します。また、修繕工事は計画的かつ確実に実施することにより、長寿命化を図ります。
- 図書館は市民ホールとの複合施設であり、隣接地には市庁舎があるなど公共施設が集積していることから、新しい公共空間として、サービス提供のあり方を検討するとともに、将来の更新や他施設との統廃合について検討していきます。

歴史民俗資料館

- 図書館と市民ホールの複合施設1階に移転し、既存施設は廃止する予定です。

9-1-3 スポーツ・レクリエーション系施設の方針

十四山スポーツセンター、亀の子グラウンド、おみよしテニスコート、武道場など

- 吊り天井などの非構造部材について、利用者の安全確保の観点から、耐震化を検討していきます。
- 劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。
- 同様の機能を持つ施設が多いため、利用状況によっては、より広域的に活用するなど、施設の統合や廃止について検討していきます。

9-1-4 産業系施設の方針

産業会館

- 現在は1階に市商工会、2階に貸館施設を備えた複合施設です。
- 日常・法定点検を確実に実施し、危険度が高いと認めた場合には、適切な修繕を速やかに実施し、市商工会職員や産業会館利用者の安全を確保します。
- 劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。
- 更新や統廃合については、築年数や老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況を踏まえて検討します。特に近隣において市庁舎等の公共施設が集積しているため、市商工会の事務所移転が可能であれば廃止も検討していきます。

農村環境改善センター、農村多目的センター

- 吊り天井などの非構造部材については、利用者の安全確保の観点から、改修を進めていきます。
- 劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。
- 築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況、また、地区の特性を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、また転用の可能性などについて検討していきます。
- 民間においても類似サービスを提供している施設については、公共施設としての見直しを検討していきます。

9-1-5 学校教育系施設の方針

小学校・中学校

- 法定点検のほか、施設の安全性、機能を確保するために必要に応じて任意に実施していきます。
- 建築物全体の管理は「予防保全型管理」とします。ただし、「躯体」と「基礎」は直接的に予防保全型の管理を行うことが困難なため、屋根・外装・内装・屋外について予防保全型の管理、機械設備・電気設備については定期的な保守点検時に、未然に損傷を防ぐために測定機器等から劣化状況を予測し計画的に管理（予測保全型管理）を行い、躯体と基礎も含めて、建築物全体の長寿命化を図ります。
- 日常・法定点検を確実に実施し、危険度が高いと認めた場合には、適切な修繕を速やかに実施し、子どもたちの安全を確保します。
- 市内の小中学校の耐震化は既に完了しています。また、吊り天井などの非構造部材についても、利用者の安全確保の観点から、学校管理の屋内運動場はすべて撤去済みです。平成28年度に弥富北中学校のランチルームの吊り天井を撤去しました。
- 学校施設長寿命化整備計画に基づき、計画的かつ確実に実施することにより、長寿命化を図ります。
- 教育委員会に設置および廃止等の職務権限があるため、統廃合等については教育委員会と協議しながら検討していきます。

9-1-6 子育て支援施設の方針

保育所、児童館、児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど

- 近い将来、発生が予想される南海トラフに起因する大地震に備え、既に耐震診断を行い、耐震基準を満たしていることを確認しています。
- 劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。
- 築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況、また、地区の特性を踏まえた上で、更新の実施や近隣の他施設との統合や複合化、また転用の可能性などについて検討していきます。
- 保育所については、公設公営の役割を考慮しつつ、民営化などについても検討していきます。

9-1-7 保健・福祉施設の方針

保健センター

- 保健センターは、令和2年5月に新庁舎3階へ移転更新しました。
- 移転後のスペースは、歴史民俗資料館として利用します。
- 保健センターは昭和60年7月の竣工以来、約30年間が経過しており、事後保全型の修繕を実施してきました。今後、歴史民俗資料館として、長期にわたって使用していくために、予防保全型の維持管理方法に転換することが必要となります。

弥富いこいの里、総合福祉センター、十四山総合福祉センター

- 劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。
- 築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況、特性を踏まえた上で、将来的な廃合や、地域の拠点施設として複合化の可能性などについて検討していきます。

9-1-8 行政系施設の方針

(1) 庁舎等

市役所
<ul style="list-style-type: none">●旧庁舎は昭和41年の建設から49年が経過し、老朽化が進むとともに、耐震性を有していないことから、取壊し、新庁舎を建設しました。●新庁舎については、令和2年5月に開庁しました。今後は劣化調査を実施し、その結果をもとに、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。

鍋田支所・十四山支所
<ul style="list-style-type: none">●劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。●築年数や施設の老朽化状況に加えて、利用動向、維持・運営状況、また、地区の特性を踏まえた上で、更新の実施や他施設との統廃合、また転用の可能性などについて検討していきます。

(2) 消防施設の方針

南部地区防災センター、防災倉庫、三稲水防倉庫、消防車庫など
<ul style="list-style-type: none">●劣化調査を実施し、その結果をもとに、長寿命化に向けて、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。●社会的要因などによる人口減少により、消防団員の確保が困難になると考えられることから消防団の統合を検討し、分団車庫の廃止を検討していきます。

9-1-9 供給処理施設の方針

一般廃棄物最終処分場、火葬場

- 維持管理の効率化によるコスト縮減と行政サービスの維持・向上を図ります。
- 施設の整備や管理・運営において、民間活力の導入を検討します。

<一般廃棄物最終処分場>

- 一般廃棄物最終処分場は、定期点検等及び設備等の保守点検を実施します。
- 定期的に点検整備を行うなど、予防保全を図り、適正な維持管理に努めます。また、再資源化施策の実施等により埋立量を抑制することで現有施設の長寿命化を図ります。

<火葬場>

- 旧火葬場は、老朽化が進んでいたため、新火葬場を建設しました。
- 新火葬場については、令和3年8月に供用開始し、今後は劣化調査を実施し、その結果をもとに、修繕工事がより効果的となる時期や方法について検討していきます。

9-2 インフラ系施設

9-2-1 市道

課題	<p>平成25年度に、市道（1・2級）に対して、路面性状調査を行った結果、全63路線の内19路線（約1/3）に舗装修繕が必要と診断されました。</p> <p>弥富市舗装修繕計画を平成26年度に作成（平成28年度改訂）し、限られた予算の中で、効果的な修繕が実施できるよう、損傷程度、交通量や緊急輸送路の指定などの要素を踏まえた優先順位の検討を行い、計画的に修繕します。</p> <p>令和4年度に路面性状調査を行い、損傷等の進行を再確認し、舗装修繕計画を改訂します。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●道路管理者が実施する通常パトロールにより、道路の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図ります。 ●国土交通省道路局から示される「総点検実施要領【舗装編】」に基づき、路面の状態（ひび割れ、わだち掘れ、縦断凹凸）を把握し修繕の候補箇所を抽出します。 ●点検結果より明らかになった損傷の程度により、路面部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な修繕を行います。 ●舗装修繕計画に基づき、将来の築造・更新に係るコストの縮減や平準化を図るため、効率的な維持管理を行います。

9-2-2 市道関連施設

課題	<p>道路付属物である、道路照明・カーブミラー・防護柵・ガードレール・地下道排水ポンプ施設等交通安全施設の多くは、耐用年数が経過し、施設の老朽化が進む中、道路照明灯の倒壊など重大事故に繋がること懸念されていることから、柱の建替え等を含めて、維持管理していく必要があります。</p> <p>限られた予算の中で、効果的な修繕が実施できるよう、損傷程度、設置年度などの要素を踏まえた優先順位の検討を行い、計画的に修繕していくことが求められています。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●道路パトロールによる日常の点検と健全性の判断を実施します。 ●点検結果より明らかになった損傷の程度により、主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な更新を行います。 ●点検・診断結果により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕・更新を実施するなど、必要な措置を講じます。 ●点検・診断結果を活用して劣化・損傷の程度を把握し、計画的な修繕・更新を実施することで施設の長寿命化を図ります。 ●施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討していきます。

9-2-3 橋梁

課題	<p>平成26年度～平成30年度に実施した定期点検では、117橋の橋梁について、修繕が必要と診断されました。限られた予算の中で、効果的な修繕が実施できるよう、損傷程度、交通量や緊急輸送路の指定などの要素を踏まえた優先順位の検討を行い、計画的に修繕していくことが求められます。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省から示される「道路橋定期点検要領」に基づき、近接目視を原則とする5年に1度の定期点検と診断を実施します。 ●点検結果より明らかになった損傷の程度により、主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な架け替えを行います。 ●道路管理者が実施する通常点検により、橋梁の異常、損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図ります。 ●平成22年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、計画に従い、緊急輸送路に指定されている橋梁や緊急輸送路上に架かる橋梁について落橋防止システムの設置や耐震化を順次進めていきます。 ●橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成26年度より点検を開始し、さらに平成28年12月に個別施設計画を策定し、平成30年度までに1周目点検を行いました。引き続き2周目点検として、平成31年度から5年をかけて橋長2m以上の橋について定期点検を行います。 ●長寿命化計画では、健全度を元に、外観損傷が発生している段階で損傷原因（「鋼材の腐食」「床版疲労」「中性化」「塩害」など）に応じた適切な補修を計画的に実施することで、耐用年数を100年以上にする長寿命化を図ります。 ●架け替えの時期に合わせて、交通量、代替路の有無から、統廃合や通行制限を設けることを検討します。

9-2-4 準用河川

課題	<p>一部未整備の準用河川があり、排水不良を改善し、治水安全度の向上を図るため、護岸整備をしていくことが求められます。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●職員により日常点検を実施し、簡易な清掃や除草を実施します。 ●業務委託により定期的な清掃及び除草を行い、機能の低下がないよう適正な維持管理を実施します。 ●点検等により危険性が高いと判断されたものについては、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。 ●必要と判断された場合に耐震化を実施します。 ●点検等により破損が発見された場合は、破損状態の拡大を防ぐため早急に対応します。

9-2-5 下水道施設

(1) 公共下水道（管渠）

課題	<p>平成21年度末から管路施設の供用を開始しており、将来の管路施設の劣化が懸念されます。また、管路施設を損傷させる悪質排水の流入防止の管理を適正に行うことも重要となります。</p> <p>今後は、限られた予算の中で、効果的な維持管理が実施できるよう、損傷程度、利用数や緊急輸送路の指定などの要素を踏まえた優先順位の検討を行い、計画的に維持管理していくことが求められます。</p> <p>なお、下水道法の改正に伴い、令和3年度に「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、効率的な維持管理計画を策定する予定です。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none">●下水道法及び下水道維持管理指針に準拠し、点検と診断等を実施します。●点検結果から明らかになった損傷の程度により、主要施設の予防保全型の修繕とその他の施設の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改築更新を行います。●点検により、管渠及びマンホールの異常や損傷などを早期に発見し、安全性が確保できるよう修繕や改築など適切な対応を図ります。●「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき、耐震性に配慮した整備を行っています。●令和3年度策定の「下水道ストックマネジメント計画」に基づいて、計画的な改築・更新を実施します。

(2) 農業集落排水事業、コミュニティプラント（管渠）

課題	平成6年度から管路施設の整備を行っており、整備から一定期間が経過していることから老朽化に対する注意が必要となります。限られた予算の中で効率的な修繕が実施できるよう、損傷程度、利用数などの要素を踏まえた優先順位の検討を行い、計画的に修繕していくことが求められます。
方針	<ul style="list-style-type: none">●半年・1年点検の定期点検実施に加えて、令和元年度に健全度を把握するための機能診断を実施しました。●機能診断結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な修繕を行います。●更新に際しては、令和2年度に策定した弥富市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、農業農村地域整備交付金等を活用して計画的な更新を行う事により、施設の長寿命化を図ります。●「農業集落排水施設設計指針」に基づいた耐震設計がされていますが、今後の耐震基準の動向も注視していきます。

(3) 農業集落排水事業、コミュニティプラント（処理施設）

課題	平成8年度から処理施設の建築を行っており、整備から一定期間が経過していることから老朽化に対する注意が必要となります。限られた予算の中で効率的な修繕が実施できるよう、損傷程度、利用数などの要素を踏まえた優先順位の検討を行い、計画的に修繕していくことが求められます。
方針	<ul style="list-style-type: none">●日常・法定点検に加えて、令和元年度に健全度を把握するための機能診断を実施しました。●点検業務の外部委託について、規模の拡大による点検コストの縮減を実施しています。●日常の維持管理結果により発見された劣化、損傷は早期に修繕するとともに、施設を長寿命化するための大規模修繕の実施を検討していきます。今後更新が必要となる施設については、ダウンサイジングでの更新可能性や周辺施設との統合を含めた更新検討を行います。●昭和56年6月1日の建築基準法に基づく耐震基準を満たしていますが、今後の耐震基準の動向を注視していきます。●更新に際しては、令和2年度に策定した弥富市農業集落排水施設最適整備構想に基づき、農業農村地域整備交付金等を活用して計画的な更新を行う事により、施設の長寿命化を図ります。

10 個別施設計画に基づく対策効果

10-1 対策の内容及び試算

本計画及び「弥富市公共施設再配置計画」（以下「再配置計画」という。）に基づき、公共建築物において長寿命化方針を示すため「弥富市公共施設個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）を策定しました。個別施設計画における主な対策内容及び必要な更新費等の試算について示します。

表 10-1 個別施設計画における主な対策内容（予防保全型）

工種	内容	費用（％） （全体更新費に対する割合）	実施間隔 （年）
更新	建築物の建替え	100	80
大規模修繕	老朽化した建築物を全面的に改修 設備類の更新等も想定	50	40
予防保全修繕	建築物や設備の異常の有無について事前に 把握し、建築物の部材を適切に保全改修	25	20

※詳細については、個別施設計画に記載

表 10-2 個別施設計画における試算（コスト平準化）

必要な更新費等	従来型管理（再配置なし）	予防保全型管理（再配置あり）
36年間の総額	637億円	331億円
1年間の平均額	17.7億円／年	9.2億円／年

※詳細については、個別施設計画に記載

10-2 対策による縮減効果

個別施設計画における36年間の試算によると、再配置計画の方針を反映せず従来型管理とした場合の対策費用総額は637億円になりますが、方針を反映し予防保全型管理とした場合の対策費用総額は331億円となり、約50%の縮減効果が見られます。しかしながら、再配置計画の方針を反映した維持管理・運営費の想定縮減額（143億円）と財政計画上の想定充当見込み額（165.6億円）を合わせた総額は308.6億円となり、対策費用総額の331億円には到達できておりません。不足分を補うためには、更なるコスト縮減対策が必要となります。